

趣意書及び定款

社団法人 国際建設技術協会
東京都港区赤坂溜池一五番地(朝日ビル)
電話 赤坂(48)一〇四〇番
二四三六番

RE'-0235

0006

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

趣 意 書

アジア諸国及び中南米諸国は、その広大なる未開発地域をきり拓いて、豊かな天然資源を開発し、経済自立を急いでおり、このためには高度の建設技術が必要としております。既に、欧米諸国はコンサルティング・エンジニアを送つて活躍し、自国の経済進出に大きな役割を果たしております。わが国の建設技術陣は世界に劣らぬ水準に達し、多士済々であります。これまで建設技術の海外進出については等閑視されて来た傾がありますが、わが国のこれら建設技術陣をもつて、前記諸国の開発に対し、技術協力をを行うため、茲に一流技術者を正会員とする、社団法人「国際建設技術協会」を設立し、左の業務を行いこれらの諸国と友好を深めつつ、共存共栄の実を挙げ、世界文化向上に、貢献したいと思ひます。

よろしく、各位の御協力を仰ぐ次第であります。

RE'-0235

0007

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

本協会の業務

- 一、コンサルティング・エンジニアの海外派遣
- 二、諸外国との建設関係技術者の交流及び交歓
- 三、内外関係機関団体に対する諸諮問に応答
- 四、建設技術に関する内外資料の蒐集及び交換
- 五、建設技術に関する広報宣伝
- 六、その他この法人の目的達成のため必要な事項

定 款

第一章 総 則

(目的)

第一条 この会は、海外における国土開発に対し^{技術}協力することを目的とする。

(名称)

第二条 この会は、社団法人国際建設技術協会という。

(事務所)

第三条 この会は、事務所を東京都港区赤坂溜池十五番地に置く。

(事業)

第四条 この会は、第一条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 コンサルティング・エンジニアの海外派遣
- 二 諸外国との建設技術者の交流及び交歓
- 三 内外関係機関及び団体に対する諮問応答

- 四 建設技術に関する内外資料の収集及び交換
- 五 建設技術に関する広報宣伝
- 六 其の他の法人の目的達成のため必要な事項

第二章 会 員

(会員の種類)

第五条 この会の会員は、正会員及び賛助会員とする。

2 正会員を以て民法上の社員とする。

(会員の資格)

第六条 本会の会員になる資格は、次のとおりとする。

正会員 建設技術者又は建設技術関係者

賛助会員 本会の目的に賛助する個人又は法人

(会員の入会)

第七条 この会の会員となるには、理事会の承認を受けなければならない。

(会 費)

第八条 会員は、理事会の定めるところにより会費を納めなければならない。

2 すでに納めた会費は返還しない。

(会員の退会)

第九条 この会の会員は、次に掲げる場合には退会する。

一 会員が退会の申出をしたとき。

二 会員が死亡したとき。

三 賛助会員である法人が解散したとき。

四 会員が除名されたとき。

(会員の除名)

第十条 この会は、次に掲げる場合には、総会の決議により会員を除名することができる。

一 会員がこの会の名譽を毀損したとき。

二 会員が六ヶ月以上会費を納めないとき。

(会員の届出義務)

第十一条 会員は次に掲げる場合には、この会に届け出なければならない。

一 住所を変更したとき。

二 賛助会員たる法人にあつては、名称、代表者又は主たる事務所の所在地を変更したとき。

第三章 役員、相談役、顧問及び参与

(役員の種類)

第十二条 この会に理事二十名以内及び監事二名以内を置く。

2 理事の互選により理事長一名及び常務理事三名以内を置く。

(役員を選任)

第十三条 理事は、総会で正会員が互選する。

2 監事は、総会の決議によつて選任する。

(役員の仕事)

第十四条 理事は、理事会を構成し、会務を執行する。

2 監事は、民法第五十九条に規定する職務を行う。

3 理事長は、この会を代表し、会務を総理する。

4 常務理事は、理事長を補佐し、会務を処理する。

(役員任期)

第十五条 役員任期は二年とする。ただし、再任を妨げない。

2 役員に欠員を生じ、理事会が補欠の必要を認めた場合には、第十三条に規定する手続に準じ

て補選する。

3 前項の規定により選任された役員任期は前任者の残任期間とする。

(役員任期後の義務)

第十六条 役員は、任期満了後も後任者が就任するまでは、その職務を行う。

(役員任期中の退任)

第十七条 役員は、任期中でも辞任の申出をした場合には退任するものとする。

(相談役、顧問及び参与の委嘱)

第十八条 この会に相談役、顧問及び参与をそれぞれ若干名置くことが出来る。

2 相談役は正会員の中から、顧問及び参与は正会員以外の半職経験者の中からそれぞれ理事長が理事会の同意を得て委嘱する。

3 相談役、顧問及び参与は、本会の事業に関する重要事項に就て、理事長の諮問に応ずる。

4 相談役及び顧問は、総会及び理事会に出席して意見を述べることが出来る。

5 相談役、顧問及び参与の任期は二年とする。

第四章 総 会

(総会の種類及び開催)

第十九条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。
2 通常総会は、毎年一回五月に開催する。
3 臨時総会は、理事会又は監事が必要を認めたととき、又は会員の三分の一以上から会議の目的たる事項を示して請求のあつた時に開催する。

(総会の招集)

第二十条 総会は、民法第五十九条第四号の規定により監事が招集する場合を除くほか、理事長が招集する。
2 総会の招集は、書面をもつてし、少くとも十日前に開催の日時、場所及び会議の目的たる事項を会員に通知しなければならない。

(総会の議長)

第二十一条 総会の議長は、理事長がこれに当る。理事長に事故があるときは、あらかじめ理事長が指名した理事がこれに当る。

(総会の議決事項)

第二十二条 この定款に別に定めるものを除くほか、次に掲げる事項については、総会の決議によらなければならない。
一 事業計画の決定

二 会員の除名

三 予算及び決算の承認

四 定款の変更

五 解散

六 その他理事会において総会に附議すべきものと決議した事項

(総会における議決権)

第二十三条 正会員は、総会において一個の議決権を有する。

(会員の議決権)

第二十四条 総会は正会員総数の二分の一以上の出席がなければ議事を開くことができない。

2 総会の議事は出席正会員の過半数をもつて、これを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

3 次に掲げる事項は、前二項の規定にかかわらず、正会員総数の三分の二以上が出席し、かつ出席会員の三分の二以上をもつて議決しなければならない。

一 定款の変更

二 解散

(総会の議事録)

第二十五条 総会の議事録は、議長が少くとも次の事項を記載して作成し、議長及び出席会員二名以上がこれに署名押印しなければならない。

- 一 開会の日時及び場所
- 二 正会員の総数
- 三 出席正会員の数
- 四 議事の経過の要領

第五章 理事会

(理事会の招集及び議長)

第二十六条 理事会は、理事長がこれを招集する。

2 理事会の議長は、理事長がこれに当る。理事長に事故があるときは、あらかじめ理事長が指名した理事がこれに当る。

(理事会の権限)

第二十七条 理事会においては、この定款に別に定める場合のほか、次の事項を議決する。

- 一 事業の執行に関する事項
- 二 財産の管理に関する事項

三 会費の納付を怠つた者の処置に関する事項

四 総会の決議により委任された事項

五 其他会務運営上必要な事項

(理事会の定数及び決議)

第二十八条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ議事を開くことができない。

2 理事会の議事は、出席理事の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の議事録)

第二十九条 議長は、理事会の議事録を作成しなければならない。

2 第二十四条の規定は、前項の議事録作成について準用する。

第三十条 監事は、理事会に出席して、業務の執行及び財産の管理につき、意見を述べることが出来る。

第六章 事務局

第三十一条 この会の事務を処理するため、この会に事務局を置く。

2 事務局に事務局長及び職員若干名を置く。

- 3 事務局長は、常務理事のうちから、理事会の議決を経て理事長が任命する。
- 4 事務局職員は、理事長が任免する。
- 5 事務局に関する規則は、理事長がこれを定める。

第七章 資産及び会計

第三十二条 この会の資産は、次の各号に掲げるものより構成される。

- 一 会 費
- 二 政府の助成金
- 三 寄附金品
- 四 事業に伴う収入
- 五 資産から生ずる収入

(資産の管理者及び管理の方法)

第三十三条 この会の資産は、理事長が理事会の定める方法に従つてこれを管理する。

第三十四条 この会の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終る。

(予算の承認)

第三十五条 理事長は、毎会計年度開始前、次に掲げる書類を作成し、理事会の決議を経て、総会に提出し、その承認を受けなければならない。

- 一 事業計画書
- 二 収支予算書

第三十六条 理事長は、毎会計年度終了後、次に掲げる書類を作成し、理事会の決議を経て、監事の監査を受け、総会に提出して、その承認を受けなければならない。

- 一 財産目録
- 二 貸借対照表
- 三 収支決算書
- 四 事業報告書

2 監事は、前項に規定する監査の結果を総会に報告しなければならない。

第三十七条 この会を解散したときに存する残余財産は、総会の議決を経て、主務官庁の許可を得て類似の目的をもつ他の公益法人に寄附するものとする。

第八章 雑 則

第三十八条 この定款に規定するもののほか、この会の業務を執行するために必要な規則は、理事

会の決議によつて定める

附 則

設立当初の役員は、次のとおりとし、その任期は、第十五条第一項の規定にかかわらず、昭和三十一年の通常総会終了の日までとする。

昭和三十一年九月二十一日

「協会の役員」

社団法人 国際建設技術協会

理事長 元建設院政務次官 議員

小沢久太郎

理事 科学技術庁審議官

同 工学博士 議員

同 東京ニッポン社長 M・S・

同 アソシエイト社長

同 日本水道協会理事

同 日本道路協会理事

同 日本工営株式会社社長

同 参議院議員

同 工学博士 議員

同 国土総合開発審議会委員

同 農林省農地局建設部長

同 建設省大臣官房

同 電源開発株式会社理事

同 東京電力株式会社顧問

安芸 石井 岐阜 江守 保 河守 協 菊池 保 久田 徳 重政 庸 鈴木 雅 清野 茂 富岡 俊 永田 原 萩原

安 芸 岐 一 桂 平 介 明 豊 徳 次 保 雄 一年

RE'-0235

0014

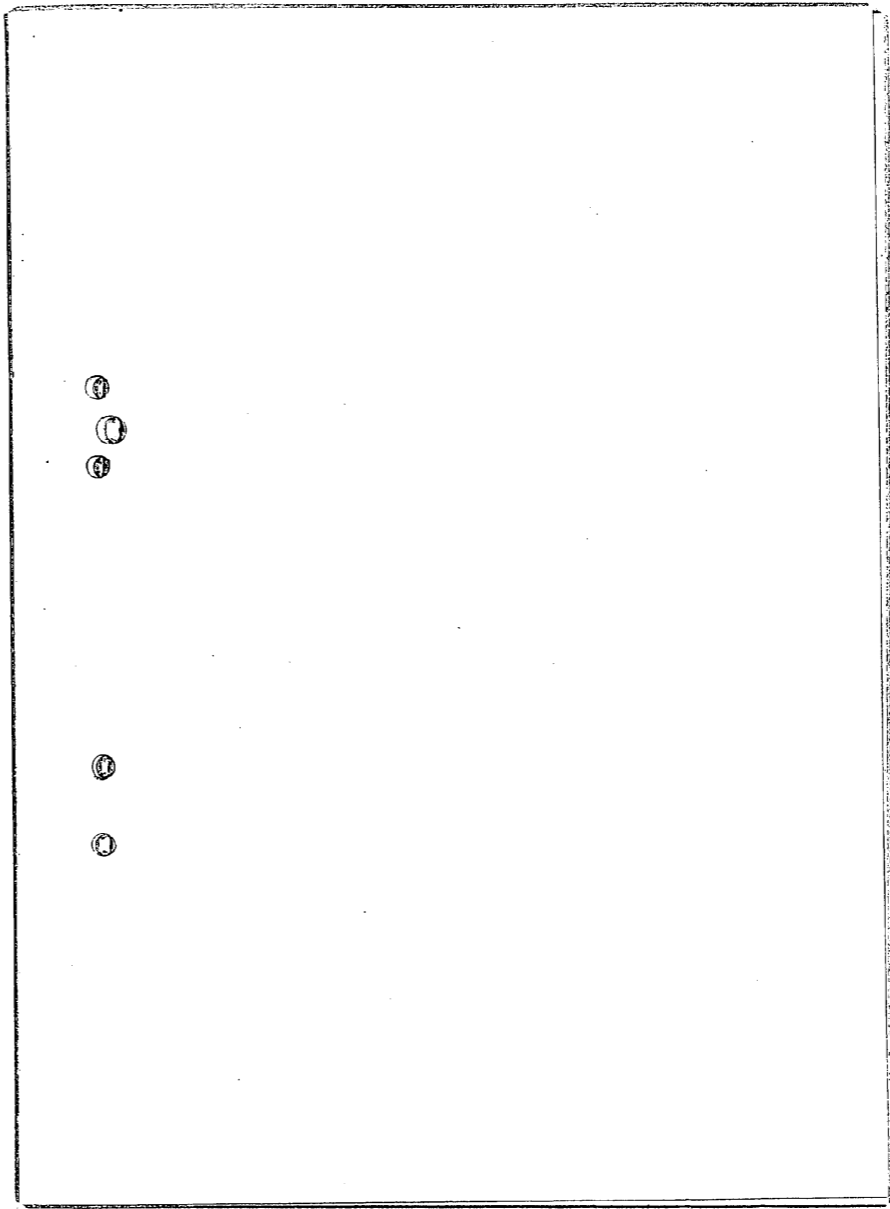
外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan



RE'-0235

0015

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

お村子

昭和三十四年元旦

インドネシア訪問感

宮元 静雄

RE'-0235

0017

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

一 十余年ぶりにインドネシアに行ってみて、ついでにインドネシア地域がインドネシア民族の天地になった。もう絶対に他に代わって代られることはあるまい。と実感する。戦中、終戦処理中を通じ事程自信を以てインドネシアの主体性を感じとれた事はない。

ふりかえるとわれわれは戦時中はインドネシア民族の独立意欲の激流の強さを、終戦処理中はその独立達成能力の判定を誤り、為に事の勇断に欠けた。

ただインドネシアには、現在深刻な教育の不安がある。この不安の故にわれわれが悔いて尚及ばずとする過去の過失が今後意識されず、新しい人によって言かされるのではないかとおそれる。発言、^{不徳}の罪を比喩するとき、前者が許されると思うので、まづ右の不安を説明してみたい。

二 インドネシアの不安の解明
インドネシアの経済は逼迫し、国家撥算の赤字は総額の三分の一になり、延いて内乱は起り、

その回復は未しで尚戒厳下にある。共産勢力は異常に躍進し、或は共産革命に至るのではないかとすらすらおそれられている。事の進むところ、国際協定も一方的に破棄せられ、前政府の約束は古草履のように処置せられるのではないかと憂えられる。私はこれらは結局過去の愚民植民政策の然らしむるところと見る。八千万国民の中で現在技師総数五百、而も内四百はシブイルエンサニアという数字が一切を証明する。この五百ではスカルノも如何にもなるまい。否、スカルノシユアング自身果してどれだけの政治的行政的経験があるか。

厂代の参謀総長で軍司令官を命令を下してからこれが末端の兵に届くまで何時間かかるか豫察しうる能力をもつてそのポストについた者はあるまい。而も世界は必ずしも彼らを善悪だけで見守ってくれない。愛国心は意識して三世紀余に亘って消盡せしめられ、責任観念や指導者倫理が説かれたことはない。

戦中、特に終戦処理中の彼らを知っている私は

彼らの成長過程に敬意を表すると共に現存する不安の本質を彼らは、また私たちの存命中に医するのではあるまいかと考える。

天恵は之を可能とする。共産革命を恐れて逡巡逡巡する態度こそ共産党の進出を助成する所以ではあるまいか。

共産革命に対する執拗な私の質問に対し寧ろ彼らは不可思議視する。彼らは過度の共産圏接近は民族独立よりも世界赤化を重しとする共産勢力を増大させる虞れを十分意識しているし更に

これよりも国内垂橋の勢力増大となり、今ですら手こずっているものを更に輪に輪をかけることを意識している。従ってその深入りには自ら節度がある。

彼らは、米國も嘗ては植民地解放戦を戦いぬいた体験者なるが故に、植民地解放にはいづれの國にも勝つて同情的であるとの先入感を持つ。従つて気分としてはソ連より米國に近づき易さを感じる。然るに米國としては、蘭、仏、英等

可成植民地保有國対策上、その対インドネシア

すればともかくすぐ十数隻の船は用達してくれ

るし、國家豫算が三分の一の赤字でこの対策に

頭を痛めるとその赤字の殆んど全額に近い一億

ドルの融資はしてくれし、一方日本辺りは薛

を低くしても保証が如何の二つので嘗てない回

家的苦痛にじささかの同情を示そうとしないし

われ／＼は警戒心をいだきながらも、連環に

援助を求めるとは当りまえではあるまいかと

うのか彼らの気持である。

世上インドネシアの政策を見、政党的勢力分野

をみて左傾だと言う、インドネシア社会に資本

の貯積も技術の存在も全くなく、これを捻出す

るにはただ國家がリードしなければ絶対に他に

方法はないと言ふ現実を見ないで、國家の指導

力の強さのみをみて左翼的集権主義、非資本主

義であるとする。又現インドネシアの植民層が

長い逆虎時代の故に社会主義的思想を持つ香が

少くない現状をみて左傾だと云ふ。

和蘭人層が依然若焔するとすれば彼らは左翼に

政策には自ら限界があるだけでなく、反乱軍を

支援する位まで親蘭的である。

インドネシア当面の絶対國策が和蘭からの名実

共備つた独立にある以上植民地政策については

リ親「イ」的態度を示す「ソ」連にインドネシアが

なびくのは自然である。然し親共にも警戒心

のあるのは前記の通りである。放っておいても

らいたい、われ／＼はわれ／＼だけであれ、

の世界をきりひろいて行くというのが彼らの本

心である。と言つて低気圧部に対しては地球

をとりまく空気が颯風するのが世界の現実であ

つてみれば彼らとしては再植民地化やひもつき

のおそれのない國で援助してくれる國があるな

ら喜んでこれを受け、すぎ好んで、手をかまれ

る恐れがある。米、ソに接近することはあるま

い。

独立闘争時のソ連の並々ならぬ援助を別にして

も、インドネシアに国内反乱が起つてソ、ソ、

いると言えはソ、ソを五千台融通してくれるし

和蘭が船を引上げ国内海上輸送がまひしよう

と

配逐した現征彼らの本元はより富の個人的把握

に興味も走つていると私は見る。私はアメリカ

よりも後まで資本主義的思想なり態勢の続くの

はインドネシアだろつと見る。たゞ十九世紀的

資本主義は絶対に許されまい。

私は現存するインドネシアの不安は決心を左

申して居るのではない。右するものでなく決心に基く態度の対象とし

これについては第四項で述べたい。ての地位を与えらるべきも

のであると申すのである。

三、インドネシアの現在の意義

日本から見ているとインドネシアは日本と共に

動いているように思われる。然るに現地に未だ

みると如何に日本の影のろすい事が、はつきり

インドネシアはインドネシア社で弄っている

ことかわかる。

たゞインドネシアがいま成育期にあるが故に、

深になるものでありたう栄養剤を求めたい気味

あることも分る。栄養剤は生育期にこそ必要

しい。時期を失した病氣見舞は反感を招くこと

すらある。インドネシアの老人は子孫の爲に無

理して栄養剤を求めようとする雅量がある。



あるベトナム(厚生軍)インドネシア最大の町の交通(夫は言う。一母幼じてやつと二十ルア(一ルピア五円)しかかせげない日がある。借債を支那人に払うと手紙には十ルピアしか残らない。これでは如何にも着して行けない。然し私はかまひしてたべたいものもたべないで息子は学校へ上げていく。私と同じ生活はさせたくないからと……)

インドネシアはいま古事記。日本書記にあたる頃を創成している。彼等の子孫はこの時期を永遠に敬慕しつつけるたろう。仮に日本に好意ありとすればこの時期にこそ示のすべきものではなかるのか。

孤児はそのみなし子時代に与えられた人情を一生忘れぬと言ふ。

親はなくても子は育つて行く。この向を理會することが日本の生きる途でもあるのでないかと私は思うのである。

四、曰、「経済協力の進め方。私も日本が慈善を行いうる余裕があるとは思わ

ない。ただインドネシアの百姓家に泊つてその台所を見、これを日本のそれと比較して、そこにお互に疏通すべきものがあるのを感じる。

売り込みだけを考へてもインドネシアには力本はない。インドネシアの山野で睡っているものをみつけて、買つて、向こうも助かるが此方も助かるものをみつけてます買いとる必要がある。その上で尚こんなものを高い金を出して買っているならこうしたら如何だとの態度に出るが望ましい。

即ち、まづ第一に取り上ぐべきはカリマンタンのシマングルを金にすることであり、第二が食糧増産に協力して食糧輸入代を軽減することである。

この金で百姓がその息子を教育し、これらが鉱山・水産等国民経済を創造出来るようにしたらよかるうと思つた。

自分の爲に、自分の子孫のためだけの鉄鉱山を残しておかぬはならないか、まだ全く見当がつかぬのに今あの山を売ってくれと言つても

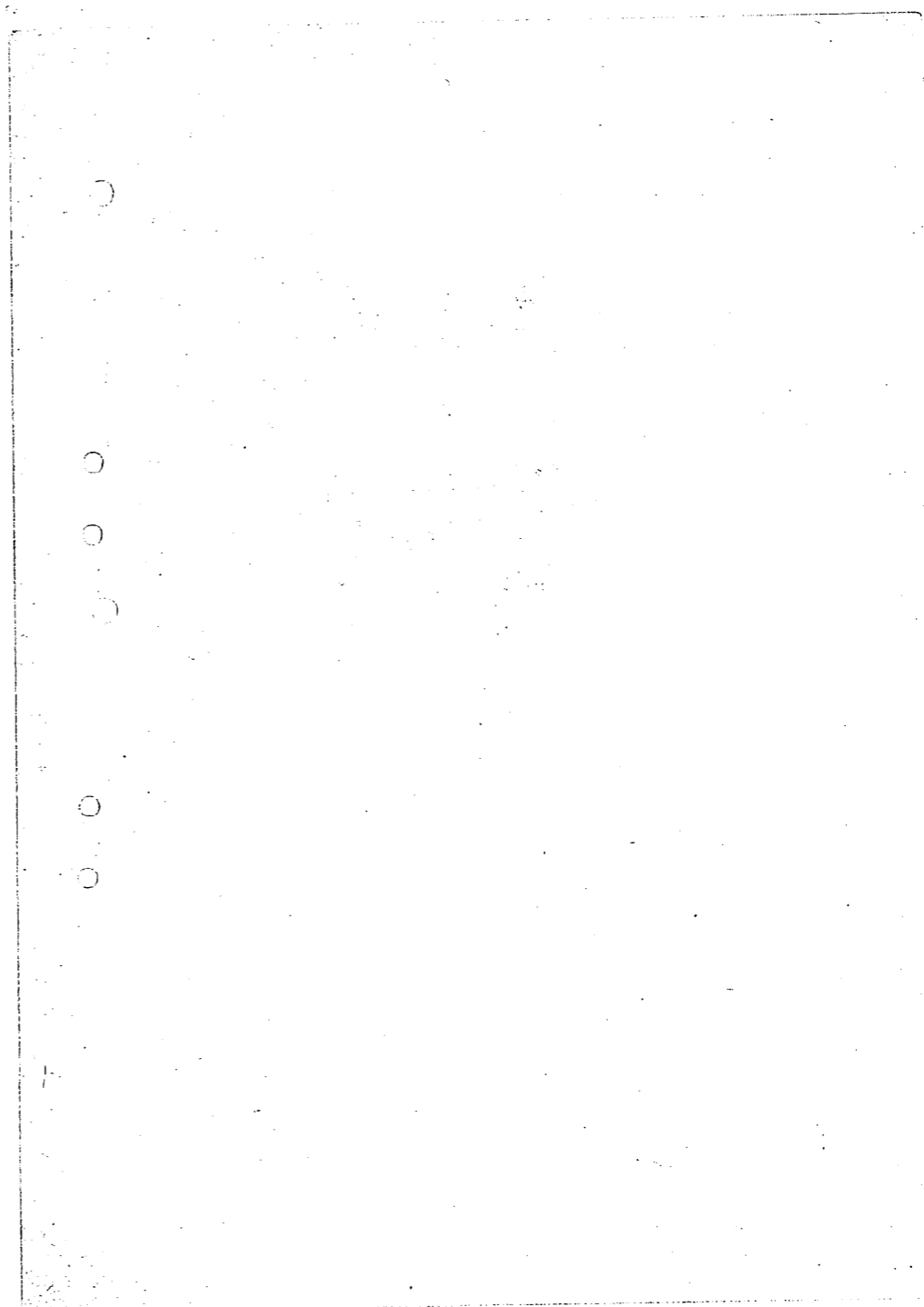
無理である。石油にしても今は無理たるう。

結 び

要するにインドネシア地域の主人公がインドネシア人以外になることはもうない。その主人公はいま一番大切な生長期を何とかしようとして四苦八苦している。私はこの数年内に手を伸ばす力がある日本になかったら、その後は全くハンドキマツスつかすの国として信じて賞格が必要だと感ずる。

町の裏店や田舎の百姓家でいたるところに感ぜられるオランダ人に対する親近感を今利用しないですて去らせるのは申し訳ない気がする。





RE'-0235

0021

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

カリマンタン林業開発に対する
インドネシア側の空気

昭和三十四年一月一日

カリマンタン林業開発研究会

三浦伊八郎
宮元静雄
バハーリンヤヒヤ

RE'-0235

0022

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

ま え が き

われわれは研究会を結成して日本、インドネシア間の大規模経済協力の範囲内では林業開発時にカリマンタンにおけるそれが最初にとりあげるのに最適であるとの学問的結論をえていた。

たまたま東畑移動大使が訪「イ」せられるに方り日本がインドネシアから材木を購入したい希望のあることを正式に申入れられることになつた。このためわれわれはインドネシア側に日本のこの実情を補足説明することは東畑大使の申入れを実行に移すに何がしかの寄与をなしようと信じ全く自由な個人的立場で渡「イ」した。

われわれの論旨は下記を骨子とする。

- (1) 日本は現在インドネシアから毎年約5,000万米ドルに達する木材を買っているが、フィリピンの供給力はこゝ数年の中に半減する見込であること。
- (2) 従つて日本としてはその減額分を南洋の他地域に求めたいこと。
- (3) このため日本は少くも年1,500万ドル分をインドネシア就中カリマンタンに求めたいこと。
- (4) この規模を達成するには大資本を以てする大機械が絶対に必要で、これには個々の業者の自意に放任しないで結合して大資本を作る必要があること。
- (5) 伐つた後は再植林して永久的に保続しうる能力を持つ必要のあること、等である。

この考えをわれわれは一応現段階で必要と思われるインドネシア側の関係当局者と懇談した。

われわれの立場は真に珍妙な立場で、われわれはこれを常にインドネシア側に明かにした。そしてこの立場でわれわれが知りえたインドネシア側の空気は次のようなものであつた。

RE'-0235

0023

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

本 文

第 一 期

官元、バハーリン ジャカルタ着 11/25

1 Mohamad SHARIF (外務省国際局長?) 11/27 (木)

1 idea は真に結構、是非実現してもらいたいしわれわれも最大限の協力をする。

2 政府当事者は慎重であるからまづ近くカリマンタンチモールの知事になるミス氏と国民党の有力なカルタサスジタ議員に会うようにするからその話を聞いて次の手を考えよ。

2 SUNARJO 外務省賠償部長 11/27 (木) 28 (金) 29 (土)

1 趣旨は結構だ

2 政府は Active は取らない、これを取らせようとするとは非常な時間がかかる。

3 借款とするか合併とするかいつれでもよいが民間でやつたがよい。Managing operation は日本人がやるが、なるべく早い時期にインドネシア人の手に移るようにする。

4 事業継続の保証は出来る。

5 大蔵大臣、「イ」銀行総裁との会見を Arrange する

3 高木公使 松浦氏 11/27 (註、松浦氏は終戦処理中最もインドネシアの独立をよく見通していたと認められる人で今日まで引続きジャカルタに残留している人)

1 大體の構想は日本の農林省のいだいである通りで是非実現したいと考えているものである。

2 外国は色々計画を持つてきている。儲けも必要だろうが儲けだけに執着しないで日「イ」両国の将来に役立つことをいまやる必要がある。いま決心しないと落伍する。

3 根本の趣旨にインドネシアが反対する理由がない。

4 NURHADI 林野庁参事官 11/28 (金) 29

1 趣旨は全く同意

2 スシロ局長に申上げ、会見も Arrange する。

5 SUDJONO 外務省アジア大洋局長 11/29 (土)

1 全然同感、是非努力してもらいたい。

2 林業開発は政府でも大いにやることに方針は決定している。

6 MOEIS (カリマンタンチモール知事) 12/1

1 趣旨は結構、来年一月から任につくので大いに協力して実行したい。

詳しく読まして貰う。

2 小規模のばらばらではいままでの非能率をくりかえすにすぎないことは明らかである。

以上によつて大體われわれはわれわれが日本から持つて来た案をインドネシア要路に直言して何なりと見当をつけえた。

第 二 期

三浦博士来着 12/1

7 SUSILO 林野庁長官 12/2

1 全く同感である。前々から考えていた通りである。未実現なのは政府の方針に従つただけ。

2 まづカリマンタンを開発したい。

3 インドネシア林政の経過

1950年和蘭から林政を引継いだ引継前はインドネシア人には教育も与えず、管理の機会も与えなかつた。従つて引継後は仕方なしに自らの途を独自に切り開いて行く道しかなかつた。

一番不足しているのは教育であり、一番先に解決すべきことも教育であるから世界の流れに即しつゝ自らを教育して行きたい。

4 教育のためにはまづ学校を設けた、大学、専門学校で教育し現在

までに大学卒35名、専門学校卒80である。
専門学校教育は逐次へらしている。

5 林業政策は昔と違う。和蘭は植民政策上工業化政策を取らなかつたので林政もチーク造林だけを行つた。

林野行政の中心はジャワに置かれ当時ジャワは人間が多く交通機関も発達していたので失業対策上からも空地造成法が施行された。スマトラでも造林を少しやつたが程度は分らない。

独立後は自給自足と工業原料をうるよう人工造林に努めている。人が少い為最初は維持を主としたが現在はdataを集めることに努力中である。工業化には製紙、合板、パルプ、マッチ、染料その他が考えられる。

6 インドネシアには原始林が多い。カリマンタン、スマトラ、セレベス、モルッカ等である。戦前はただ伐ることだけで工業用に伐採し、而も後を植える方針はなかつた。

原始林は手がついていない。調査しようとしていたのが実情である。現在は大問題なことが明かになつて検討の必要があることが論議されるに至つた。

スマトラでは関連産業も道路も未開発で人員も少く而も人が長期的見越しの下に継続的に仕事をしないで、眼先の事に走つている。

7 林野庁としても色々やりたいが現在は予算にしばられ見本的なことをやつているにすぎない。

8 問題は五つある。

- 1 交通（関連交通共）
- 継続的地区のあること。
- ハ 労働問題、気持よく働きうること。
- ニ 経済的な関連産業のあること。

9 インドネシアは外国と提携する気持が大いにある。これによつて雇用の増大、生活の向上、地方問題の解決に役立つ。

経済協力の為には受入れ態勢が出来なければならないが、これを理

解する能力が低かつた。現在はこれはある程度出来たから極は熟したと云える。

10 インドネシアは木材で輸出してその製品を輸入している。

10億RP(?)

将来自給自足したい。

十年計画ではtestだけで造林法は研究中である。

熱帯林業は品種が多い。高価なものを植える。特種木育成中、70萬陌 チーク生産で収入の80%はチークから来ている。

アビチアは十数種あり 6~70年

アガチス、ビナス 2~30年

今後チークだけ植えることはやらない。

11 どんなことをやつても将来のための改良、自給自足を主眼として考えたい。

貴案には全く同意する。

12 日本と協力してやるには自由に安心して働きうるようにすることが大切だと考える。

貴構想に適應する地方を林野庁で御答え出来る。

調査の前には大体木があると云う自信を確立する必要があると思ふ。

カリマンタンにはhandicapがある。

13 実行法

インドネシア政府が政治的にOKとなることがまづ必要だがこれがOKとなれば、インドネシア側は半官、半民、民間でやる方法等が考えられる。

日本側も一本になつてもらいたい。

政府が自分で直接担当することはむずかしい。

両国政府がバックしてやれば安心感も得られよう。

従つて基本的には政府のバックをつかむ必要がある。

また地方的ファクターも集めて調査にかかる必要がある。

調査のためにはコロソプランでやらせればよい。
政府がわれわれに方向を与えてくれればわれわれは直ちに実行に移しうる自信がある。

4 政治的方向をきめるのは外務省、内閣である。実地の衝にあたる責任者は林野庁である。

8 黄田大使、高木公使、松浦氏 (11/27 12/3)

1 大体の方針は全く同意、但しもつと具体的実行性ある計画を日本側からぶつつける必要がある。

2 インドネシア側は、カリマタン総合開発計画があるからその中の一歩としてこれとけ込む必要がある。

3 何年後にはインドネシアのものになると具体的に示す必要がある。(Ali Budjiardjo が言っていた。)

4 こうしてくれたらこうするでは話にならない。日本側が、activeを取らねば実現の見込みはない。事業が有望か如何かも日本で調査してきめよ。

結局日本の農林省が音頭を取つて日本が一本になつて具体的成案を揃えてインドネシア側に持つて行かなければ、インドネシア側からのactiveを期待しては何時までたつても埒はあかない。

(高木)

5 賠償の終るまでに投下資本の大部を回収するような案をたてれば日本の出資者も安心しよう。

9 HATTA 12/4 1030 - 1130

1 私も1950年以来この考えを持つていた。このため1950年にはカリマンタンの東部地方を見に行つた。当時サンクリラン地区で日本業者が事業に當つていた。

2 本事業には次の二条件が必要である。

イ インドネシア憲法、法律に一致すること。

ロ インドネシアの経済発展に役立つこと。

3 実施について

イ ばらばらでなく組織を作ること。

ロ 国策の形を取ることに、政府がバックして政府機関的なものとし、株式会社の形とするのが適当。

インドネシアには資本がないから借款とするか技術援助供与の形をとるか。

ハ 取得したものは日本に売る外一部はインドネシアの使用に供すること、又輸出用の仕事をふやすことが必要で、これらにより外貨を得て資本金を輸入することが必要である。

インドネシア側では特に公共事業相が河川交通用に機帆船建造を積極的に進める計画を持つている。

ニ 事業が軌道に乗ればインドネシア青年の教育を行い、時機が来れば他の場所でインドネシア人が自分でやれるようにすることが望ましい。

4 要するに本事業は左の着想が必要である。

イ 永続的なこと。

ロ 拡大すること。

ハ 政府のバック下に民間事業の形をとること。

5 本事業をpushするには

林野長官→農林大臣 } のbaekwgを求めること。
企劃長官→Djuanda 首相 }

日本側でもこうして貰いたい。

6 Hatla と会つて基本的意見は一致したと話してよろしい。

Pangeran Noor と Ali Budiarajo にはappointするようにする。

10 SUTOMO 国会議員 12/4 夕 2 時

1 全然同感、是非実現方御努力願いたい。

Djuanda 首相にも農林大臣にも会うから必ず伝える。

2 会いたい人があつたら知らしてほしい。Arrange する。

註 旧知だから云いたいだけを云うことを主にし話が終つたらすぐ

辞去した。

11 R. H. KARTASASMITA 議員 12/5 0930

- 1 貴案には全面的に同意で、御援助御協力申したい、実現には自分の力だけでは不足だから他の人の助力も得たい。貴殿方の引続いての努力をお願いしたいし又バハーリン君の努力を多とする。
- 2 私は1956年ECAF E会議で東京に行つた時、カリマンタンの林業開発の意志がインドネシア側にあることを日本の林野庁当局に話し、又日本側からBlue print も貰い、新聞にもその模様が発表せられた。小倉教授と云う人ともよく話し合つた。当時余りにもインドネシア側は各自勝手にapproach し日本側もばらばらのため物にならなかつた。当時の経験からしても政府間の仕事にする必要がある。そして、インドネシア側も日本側も夫々一本になる必要がある。これを個々にやつたのでは仕事が大きいため成功の望みはない。当時私はこのことをジュアンダ企劃庁長官にも話し報告書も提出した。私はインドネシア外務省と農林省の人々から貴殿方の話を聞いて非常にうれしかつた。政党なんかの悪にかからぬ注意も必要であるが、Guided democracyの枠内で働いている現在外貨取得の方法は達成の可能性あり。
- 3 私は農林省のNurhadi 氏に全面的に協力する。現実問題は現地当局と相談して決定し、中央政府は許可の権を持つ、又現地のカリマンタンでも妨碍を受けるFactorがある。
- 4 明日私は農林大臣に会うので、農林大臣には話を伝えておく、又月曜日には10分間でもよいから又話したい。又ルハヂ氏、外務省のジャリフ氏、国会議員ともよく連絡して行きたい。十二月十八日国会は休会となる。私はカリマンタンに行き、四泉の中二県を訪れ話をする。決定的段階では県知事の協力が必要である。これを確かめて日本に帰るのが一番よい。

私も日本を訪れたい。そして具体的な話をしたい。招待を望む。

12 SARTONO 国会議長 12/6 (出) 0945 - 1045

- 1 今村、山本両将軍からの紹介状で喜んでお受けすることにした。
- 2 本問題は経済協力や賠償担当の議員も興味を強く持つているから引き合せるからよく話し合つてほしい、経済委員と政府側では国家企劃庁長官のヤミン博士、各党からは例えば Kiai DAHULAN 氏に会うように。私の方から Arrange するから
- 3 最後は内閣がきめることである。

13 ALi BUDIARDJO 企劃庁長官 12/6 (出) 1100

- 1 おいで下さつて有難う。御来「イ」の趣旨はインドネシアの経済発展と日「イ」の経済協力に重大な効果を与えるものと確信している。
- 2 細いことはよく計画書を読まして貰つてから又申上げたい。本事業は成功すると私は決心がついている。
- 3 インドネシア政府は只今第二次五年計画を作製中であるが、林業関係事業は最も重要な役割をインドネシアの経済発展に与えるよう取上げられる筈である。私の役所に派遣せられていた Dr. MON... (?) は三年前帰国する時左の事を言い残して戻つたが私は非常な感銘を以て聞いた。インドネシアは神から与えられた森林の形の財源があるからまづこれを利用したがいとこの見地から財源の重点としてこれを置くことに決定している。自分としては本事業に全面的に協力する。
- 4 率直に言つて森林開発の内容には次の三つが考えられる。イ. 人工造林 reforestation 空地にalan等をうる。ロ. 伐採事業 良質のものは外国に売り、次等は国内販売、やり方も研究を要する。

品種を研究し、reforestation を計画的にやつて貿易にのせたい。

ハ。林木に関係のある工業の発展、紙、機帆船その他、

5 どの位まで出来るのか、また期間はどれ位かかるか知らしてほしい。具体的提案がほしい。

6 インドネシア政府内での本件受入責任者は林野庁の Ir. SUSILO 氏である。企劃庁も関係があるからお互に話し合う。林業関係は林業官署だけの仕事ではない。貿易、工業等にも関係がある、従つてこれら夫々の関係者と話し合う。

7 貴計画で色々外国と関係のある資料を示してもらい、データを与えてもらつて有難い。

8 いままで例によると一番困難な問題は組織化と組織内の協同化の問題である。

いままで民間でやつていたが、この事業は政府で back しなければならぬ。実施は民間となる。関連産業は民間にやらせる。

地方政府と中央政府間の一致はもとより必要である。まづ第一は調査、研究が先決だろうが一本化の方法も研究を要する。これには政府が裏に立つて研究する必要がある。これもすぐ出来るものでなく時間がかかる。

一本にまとめるには国民に損をさせないこと、中央、地方の一致が必要である。

われわれも大いに努力する。

9 農業関係は企劃庁農業企劃部 Ir. SIKWATSUM 氏に、森林関係は SAHADA 氏と会え、

10 カリマンタン森林開発は中央政府でも関心を持つており、地方政府も同じである。これは間違いない。

又各指導者に当つて見ると皆日本との経済協力は出来るとの信念を持つている。細部まで一致するか如何かは云えぬがインドネシアからはこう云える。

14 HASSAN ASAARI (地質調査所次長) 12/4 12/6 12/7
SJORFAI (材料試験所ディレクター) (印)
ル機関製造所長
阿部、平山技官、金子所長

1 1970年までに500人の鉱山技師を作りたい。現在ともかく心得のあるもの20人

大学には 鉱山、選鉱教授各一人、助手 10名

鉱山局は石油にタッチなし、鉱山局に石油技術者なし、時々石油会社から報告が提出されるが政府自ら会社を指導し或はその事情を調査する能力はない。

石油専門家は昨年大学を出た者一人

2 地質調査所

インドネシア人地質専門家2人、(日本の大学卒)日本人3、独1米2

3 地質調査は調査不十分、カリマンタンの鉄鉱石調査然り。

4 石油

良いところはつばがついている。これを確保するためにあらゆる手が使われている。インドネシアのごたごたはこれに基くものも少しとすまい。

石油は配給機構の末に至るまで世界を動かす得る勢力に押えられている。

石油に飛びつくのは危険、インドネシアは返つてくるのを待つている。未許可地域もある。

ラントウの石油は出る。勿体ない。インドネシアが掘る分には黙っているが日本が加わると文句が出る。

従つて石油は必ず成功するものを取り上げよ。

5 インドネシアの大学卒は精神が一仕事に熱中する精神が入つてない節がある。

従つてわれわれ(阿部、平山氏)は時間をかけ、疑をかけられることはやらないで、とにかく現場にもよく出て信頼されるようにした

い、外国顧問は時間ふさぎ的な者もあるようだ。

6 とにかくインドネシアの地下資源から石油を除いたら骨抜きである。

7 ハッサンの俸給

F 2号で本俸551ルピア これが色々な手当等を加えて1,300ルピア

F 4 (局長級) 本俸1,000RP 3,000弱RP

最高裁長官 5,000RP

※ 1K 5RP 5人家族/月70K×5=350RP

女中三人 70RP×3=210

(出張手当1日25RP. (1RP≒31円≒10円) 大学初任給421RP 実際1000弱)

これらから殆んどギリギリ、宿舎は官舎を貰っているからどうにかやつていける。

女中三人は日本流では多いし、ぜいたくだらう。然し朝全部料理の材料買いに市場まで行かねばならぬ。時間外にはない。市場まで往復一時間、買い物に一人かかり切り、而も材料は日本式に成品の形になつていない。鶏でも一羽のまゝ買って来て、自分で料理せねばならない。それにインドネシアはレクリエーションが全くないからこれに代るものが訪問である。人が来てから物を買いに走るという事は当地では出来ない。日曜及時間外には店はない。

買い物も、洗濯も、料理も自分でやらねばならぬとすれば病気になる。医者診察が診察だけで25~40RP、薬少くも40RP、取られる。つまり80RP取られるより女中一人雇つた方が安上りである。

歯の治療に1700RP取られた、尤も7割は政府持ちではあつたが、

8 シュルファイ

現在私は独逸人のディーゼル専門顧問とインドネシア初めてのディーゼルエンジン製作に方つているので特別手当等を加えて月2300RPになる。

交通費1,000 電気ガス200RP、副食は1日20RP以内、子供学費用200RP、女中二人120RP等で、いま月100RPづつは貯金

しようと思つている。

2300RP 日本の六給俸 (局長級) 課長級 1800RP

9 MRS. BEY

2000RPの俸給では朝は夜の残りとお飯だけ。

コーヒーも一日一回、鶏や牛肉は週一回位しかたべられない。

鳥一羽15~20RP、バナナ6RP、牛肉1K/28RP、烟草代200RP はいる。王子1.6 RP

15 ANWAL HARDOJO (首相秘書) 12/8

1 夫々農林大臣その他の主務者がおられるから首相としてはそれをさしおいて意見を言うことは出来ない。

前に日本人に会つて変に利用されたことがあるから主務大臣と会つて話がきまらぬ中に会つても警戒的な気持は払拭出来ぬだらう。

2 以上が首相の面接問題に対する気持だらう。

16 OMAR BARACK 12/8 夜

1 小規模では駄目、南方林業が1億RPの資本でやりたいとの話もあつたが、私は消極的である。

総合開発の一環としてやらなければ成功の見込はない。

貴説のように大資本を以てする大機械化方式、代採だけでなく再植林も考えた方式でなければインドネシア側の一致した協力はえられない。この式の考え方をいままで待つていた。

2 Muis 君が Kali mantan Timur の知事で私の甥の

Azis SAMA が県会議長 Ketua dewan Perwakilan

rakjat daerah である。よく話しておきます。異存はないでしょう。

daerah の方も小規模伐採案にはのらない。

17 松浦 12/8

1 インドネシアの情報は全く分らぬ、戦前は和蘭の役所や会社に行けば情報が分つたが、これが今日では中枢がなくなつて全く分散してしまつた。

- 2 信用調査は全く出来ない。
- 3 雑誌等信憑するにたるものはない。こちらが聞かれる。
- 4 それでもインドネシア人官吏が一頃に比べると仕事になれてきた。

18 PANGERAN NOOR (公共事業相) 12/9 1000

- 1 根本の趣旨には同感である。外資導入法案も通つた。
- 2 日本、インドネシア双方の事業家を各々一本としインドネシアは国家事業、日本は民間方式も受け入れられる。
- 3 いまゝで小規模方式で経験をつみ、資料を得ることは出来た。然しこれからは大規模でやるべきで、損をするのは小規模でやるからである。経験者を集めて一本化することが必要である。
- 4 いまゝでは日本の業者が余りにも多いので、いづれを可とするか見当がつかなくつた。而も競争しすぎる。又インドネシア側でも小さいのがバラバラにやる。
日本側も一本になる必要がある。これにはインドネシアのActiveな態度が必要であろう。
- 5 道路建設の件
- 6 何処で、どんな形でやるか。
ヌヌカン、カプパテン、サマリダ等がよいだろう。ヌヌカンは人が少い。
中央政府のバック下に東部カリマンタン地方政府の協力を得て、やる必要がある。
- 7 いづれにしても伐採だけでは駄目で総合開発的見地から行うことが必要である。

19. ボゴール林業試験所 12/9 (火)

- 1 こゝは純技術的、学問的な研究をしていてこれが実用化は林野庁の仕事である。
- 2 最近実用的なもの、工業化に必要な或は之に利用しうるものを

研究し、植林もしている。資料は逐次雑誌等に発表しているが、まとまるのは大部あとのことで10~15年後になるものもある。

- 3 カリマンタン 天然林で樹種雑多、その状態は大体は分るが、具体的数字は分らない。森林経営も未発達である。資料は個々の業者が詳しく、役所も其方から資料を貰う。ラワンは乾地に生育する、南カリマンタンは余りないがアガチスに適している。資料は地方でないとならない。企劃庁には多分 data がある。隙地250M²の所もある。
今は河の近くだけを伐つて奥に入らない。奥にはいくらでもある。
- 4 セレベス 合板用三種ある。鉄木が沢山ある。製紙原料、籐、ボード原料がある。
- 5 山鹿、谷平、佐々木が詳しい。
- 6 いまゝでに試験的に林道を20軒作つた。
- 7 技術的な詳細は記載を略する。(註、宮元)
- 20 SOEBAGIO REKSODIPOERO 議員 12/9 時
農林委員、国民党経済部長、国民党総裁代理として面接、小山(兄)と同級の法学士
- 1 考え方は同意だ、私もこの考え方を訪日した際日本側指導者にも話をした。経済委員会の検討を経て五年計画の中にも取り入れてある。何故日本側で真剣にならなかつたのかと思う。その中事業家が失敗したので自信がなかつた。
- 2 日本は人口問題をかゝえているし又貿易はいま競争がはげしい。
- 3 1953年第二回派遣団の時重光大臣にも話をした。
- 4 これは高い理想に基くと思う。また達成可能と思う。日本人全部が商社ではないのだし、当地の日本人は全部商社の人でこれらの人々の立場、態度は鼻が高い。又こゝの風俗習慣を知らない。
私は日「イ」の将来はよくなることと信念している。然しこれを促進するには日本の政治的態度と来る人の態度が東洋人的態度であることが必要である。

- 5 また東京であいたい。
- 6 私も本問題をアグセルする。
農林大臣にも話す。また国民党幹部とナフダトールウラマのバックがあつて政府は実行出来るが、この面にも働きかける。
- 21 Dr. JAMIN (国務大臣、国家企劃庁大臣の予定) 12/10 夕
 - 1 来られた目的はサルトノ氏から聞いた。
 - 2 木材に関することは林野庁、農林省を通すこと。
 - 3 貴見を喜んで拝聴していた。
 - 4 インドネシア側にも大いに開発の意志がある。
 - 5 インドネシアには各種の木があり、量も亦多い。
 - 6 インドネシアの木材開発はまだ初つていない。昔から小規模ながらチークの開発をやり、スマトラでもやつて来たがこれらは limit されたものであつた。
 - 7 インドネシアはいまやろうと考えている。第一歩を何処でやるかである。
 - 8 実施の形は各省による一般開発、地方政府による開発がある。総括的な開発は1960年からやる。
 - 9 現在は第一次五年計画中で1960年に終る。総計150億ルピアである。最小限のものだけで大規模のものはつていない。林業もつていない。
 - 10 第二次計画は来年の正月から計画作製に入る。一年かゝつて1960年議会で提出される。
本計画には林業も重点をおかれる。特別林業委員会が全国企劃会議の中にある。第二次五年計画はこれらがあるだけで具体的に企劃される。具体的計画はまだ出来ていないが、第一次計画が非常に役に立つ。
100億U.S.ドルの規模としたい。色々な委員会があるが林業委員会も含まれる。
第二次計画実現には現在インドネシアには3.5億R.P.の現金しか

- い。現金は少いが現金でないものがある。外国の長期借款がいるが日本も Credit を出せると見ている。
インドネシアには開発の所要材料はあるが高級技術者がたりない。目下教育中で1960年には少数ながら得られる。高級技術者は外国から得たい。
- 11 第二次計画の目的は植民地経済を改めて国民経済としその発展を図るにある。発展はおそいかも知れない。
- 12 外国資本は51:49、将来この傾向は強くなる。
- 13 日本の必要とする木はインドネシアにもある。インドネシアさえその気になればどんな木でも日本は入手出来る。
- 14 三種の開発方式をインドネシアは考える。
(イ) 代つて丸太の儘売る。(ロ) 面積を開発し全体的地域を使い、開発したものを国内消費に充てる。(ハ) 第二過程でもインドネシアでやる半製品の形までする。
- 15 いづれにしても資本、技術が必要であるがこれは外国に求めなければならぬ。
日本にだけ売るのはなく他国特に中、近東諸国にも売れる。
国内で関心の強いもの 紙、造船、建築用材、マッチ等の自給自足も大切である。今は経験がないから小さくやつている。
需要者(日本は木、インドネシアは金)相互繁栄の言葉は第二次大戦中の悪い面を思い出すから使わないがよい。必要を認識させればよいのだから。
- 16 開発は困難があろう。然し開発すべき品種は多い。
経済的価値の高いメランチーはスマトラ、カリマンタンに多く他は少い。チャチはジャワに多い。スマトラにもあるが少い。
鉄木のような有用材もある。チンダナ(香木)は東インドネシアだけにある。
有用材は将来、インドネシアだけで開発出来るようにし又合併等で日本から機械を入れるときは自分で作れるような状態も考える必要

がある。

- 17 技術的困難の一つに国民の土地に対する私有問題がある。旧蘭印時代のものを今作りかえているが今月中には通るだろう。第二に外貨の問題がある。国外にある外貨はインドネシア国所有のものとする。又国の借入も考える。日本との関係では賠償経済協力等があるがこれは、インドネシアの外貨と考えられる。
- 18 カリマンタンは陸上交通が全然ないから奥地に入りにくい、奥地にはいくらでも木がある。
- 19 森林問題解決の主務者は林野庁、農林省、全国企劃会議（その長は私の予定）である。最後には閣議で決め、首相がやることになる。外貨問題も入るから通産大臣、外貨長官、大蔵委員会（大蔵大臣、インドネシア銀行総裁等）、工業大臣、農林大臣が関係する。

22 山鹿敬二（長谷川商事社員、戦前よりカリマンタン木材買付人として現在も活動中） 12/8-10

- 1 われわれは小資本でやむなくやつているが、これでは日本のためにも、インドネシアのためにもよくない。大資本で大機械化してやるなら成功間違いない。
- 2 2 KM奥に入れば木はいくらでもある。現在は2 KM奥を伐り出す方がない。
- 3 ムイスのカリタンチモールだけで、ミンダナオの広さがある。
- 4 隙地 50~200 M³、50 M³ から仕事になる。1本から6 M³として隙地10本あればよい勘定になる。こんな僅かな本数ではない。
一団地 ラワン 60% アビトン 20% その他 20%
 " 20% " 60% " 20%
- 5 10万ドル（1ドル50 RPとして 500万 RP）の資材で、3000 M³ 出せる。150万ドルで6万 M³
- 6 ジャワ向も商売になる。
ジャワ ——カリマンタン間運賃 750 RP/1M³

カリマンタン——日本 6ドル 70RP 註
700RP 1M³ (?)

7 カリマンタンでは、ムイスの外師団長に会つたがよい。われわれ業者すら顔を出さぬと機嫌がよくない。

- 12/11 (木) 三浦博士 飯 途に就く
- 12/12 (金) バハーリン 郷里メダンへ15年振りに

註 以上により大体 ①インドネシアはやりたいこと。②日「イ」が夫々一本になつて大いに効果をあげたい気持のあることが察せられた。日本を早急に一本化するにはインドネシア政府がActiveを取るのが便利であるが今後は③この可能性があるか ④ 実際木があるのかの二つをつきとめる必要がある。尙調査団受入れのことも確かむべきことであろう。

第三期

23 HADI BEY (前東京駐割「イ」領事) SHARIF, OMAR TUSIN (工業会議所会頭)、MUHADI (同事務局長)、OMAR BARRACK (Kaji man Tam 木材会社)、ZACK ARAM (商業会議所) 等と、インドネシアから suggest させることを研究したが、日本側のことだからとのことで否定的であつた。オマルトシンは最後にはインドネシア工業会議所から企劃庁長官なり農林大臣宛に意見書を出して、それに対する回答を求め、その写しを日本側に送ると云う手もあるとのことであつた。本件に対する現地日本人及大使館職員の私見は次のようなものであつた。(10-16日頃まで) 責任を以てやり通すインドネシア人はいない。政府自体でやることはまづ出来ない。指導者は積極的行動を取らぬ、責任を恐れる、人がやつて間違いがなければ右へ並へする。将来の事を話しても通らない。自分単位である。各々が狭い範囲で後生大事に規則を守つて



行くだけ、で国の為と云つても動かぬ。利己を離れた話は裏を疑われるだけである。

尙 大蔵大臣との会見はこの際必ずしも必要でないとの見解に達し、軍関係者との接触も今回は差控える方針を継続するに決した。

24 黄田大使 12/12 (金)

東畑大使とインドネシア要人の会見結果を聞く。

Ali BUDIARDJO 企劃長官との会見に立ち合ったが農林大臣との会見に立合わなかつた。三浦、宮元の名もあげられて、木材の話もされた。BUDIARDJO の言は次の通り

1 目的は結構

計画が漠然として具体的裏付がない。具体的に会社が出来てから実現に着手する必要がある。

2 木材の輸出だけでインドネシアの国内建設に木を使う考えがないのは不満である。

3 SURVEY は結構

4 農業問題については以下のような話も出た。

インドネシアは大運河も作つて五年後には自給したい。又、戸刈教授からインドネシアの農事試験でおやりになつて居ることは日本のそれと変りがない。たゞ日本では試験場と農民との連絡がよく出来ていて、試験場の成果がすぐ利用される。この点が違ふやうだとの話があつて、インドネシア側からその点も心得ているのだがとのことであつた。

25 KOSASIH (企劃序次官) 12/16

(長官不在に付、工業会議所会頭通訳)

1 アイデアは同感である。条件は農業、植林(輸出向)国内木材工業用樹を植林する。そして日本から機械道具を持つて来て、10~15年後には植えた木が国内工業用に伐れる。

2 やり方は次の方式が考えられる。

(1) 日本から機械類を持つてくる。生産品は日本に出す。実施はイ

インドネシア担任

(a) 日「イ」の joint 会社、生産品は日本を含み各国に売る。

(b) (a)から「イ」へ移る。

3 インドネシアに Weight を移す期間は漠然とインドネシア次オとせず限定したい。

4 日本は一本になれ、そして具体的案を持つて来てもらいたい。Suggestion は日本側からがよい。日本に売るときは一本にしないで MONOPOLY になろう(注意不明) インドネシア側は中央政府の指示に基づいて地方政府でやれる。

5 合弁会社を作る目的はインドネシアの経済開発に資するためである。インドネシア経済にとって日本よりよいマーケットがあつたら売つてよいか、目立つて利益の多い場合、少い位の時等起りうるだろうが、

註 結構だ、たゞし会社の勘定でやること。

6 調査団の招へい

政府自身でやり或は工業会議所に命令してやらせる方法等があるがこれは簡単である。

7 その前にこの原則の許可を決める必要がある。

まづ私と話したことをまとめて次いで森林局と相談する。OKとなつて経済開発会議(Board of economic development 議長は総理大臣)に提議し、ここでもOKとなればその決定を森林局が実行する責任を持つことになる。

そうなると森林局は団体、会社等に命令して実施の運びとなる。

これには時間がかかるかも知れぬ。

私宛に連絡して下されば推進に勉める。

時々どうなつて居るか confirm すると有効だろう。C...O (IC/D) を INDONESIA CHAMBER OF INDUSTRIES に出すと CHAMBER から催促するから PUSH になろう。

26 高木公使 12/16

- 1 森林局から経済開発会議にける中間で政府的に動かす方法を考える必要がある。
バンダランゴール、NUではイダム、カリド副首相等適当だろう。
- 2 日本側でもこの点必要だろう。
- 3 joint Venture の中心勢力となるものは形式にこだわらないで実質上事業が進めばよいだろう。これにはインドネシアにはその能力経験を持つた人はいないから、日本が active を取つて実質的に成功を収めればよい。
loan とし credit としても代金は木で払うことにすれば心配はあるまい。

27 山鹿氏

- 1 現在カリマンタンの港は5ヶ所使用、フィリピンでは木材積出に80ヶ所使用、従つて年1500万ドル分の木材を積出すとなれば港を新しく選ぶ必要がある。今の儘では港が Deflation を起す。
- 2 インドネシアは木があるから売ると云う気より工業を起したい気が強い。カリマンタンには日本にも見られない大製材工場をアメリカからの輸入でたてているが原本輸送に行き悩んで半ば遊んでいる。

28 SUJARUO 農林大臣 (Susilo, Sudjono 林政部長立会)
(12/17 0930-1010)

- 1 SUSILOからも聞いた。趣旨は同感だ
- 2 当方通訳の準備が間に合わず、次の点だけを確認す。
 - イ Sponsor by Government
Practise by Private
 - ロ quantity of Wood is plenty
 - ハ reserch group both Foundamental
survey Or Practical one are Acceptable With
Japanese payment
 - ニ next interview with Susilo is O.K

29 大使館山口書記官 (農林関係) 12/18

- 1 われわれは林業開発関係を進める任務があるのであるが、いま打解のきつけがないから、趣旨は真に日本の林野庁が考えている通りで結構だから進めてもらいたい。
- 2 「イ」側では林業関係も賠償費の中に組入れんとしたが才一年度は水田増産関係農機具類320万ドル、肥料200万ドルで次が水産林業の順となつて才二年度には頑張る由である。
- 3 本件推進には林業関係者だけでは力は足りないようだ。expert はある。背後の政党、軍が動かねばならぬ。
- 4 日本が金と人と物の三拍子揃えた Active を取る必要がある。
正面攻撃だけでは不十分、
又、してやる態度は禁物、木が買いたいと出ること。
- 5 次官のカスラン氏は国民党、大臣のスジャロ氏は左翼系
- 6 スンロ氏は日本は買いたたくと言つていた。
- 7 調査団派遣要請には何名、何時、何処で、何をすると事細かに要件を具備すること。
- 8 インドネシアはいまかねがある。而も金が出る途はない、是非本問題は解決したいものである。

30 MUIS (二回目)

OHAR BARRACK }
HADI BEY } 同席 12/18 夜 MUIS宅
山鹿

- 1 事業を行うには資源、人力、組織、管理が必要であるがインドネシアにあるのは資源だけ
- 2 開発には個人の力では物にならぬ、インドネシアは資本と技術導入の必要がある。
私の所の資金源は税金だけ、これは不十分であるから強力なものが
必要である。
日本側は政府のものにせよ民間のものにせよ強力なものを望む。

弱小のばらばらでは話にならない。

註 ブルワカルタの田舎の村長から聞いた話では村民2,500人
戸数600の中で税金を収めるもの40人とのことであつた。
納税額は聞けなかつた。

3 現地では Private は考えられない。地方政府が中心とならねば
何も出来ない。資本財が入つても運転資金は地方政府でないと民間
では調達出来ない。

日本も地方も gabungan (合同) する必要がある。
地方政府は自らはやらない、そうでないと普通の月給取になる。

4 建設器材 借りた恰好になれば税はかからない。
地方政府の監督下に事業はやらせる。

5 私は一月から就任するから日本と一緒にやつて計画を作りたい。
中央政府には私が必ず話を通す。話は通る。
百万言はいらない。ききあっている要は速かな実行にある。
お待ちする。

3.1 大統領 (パキスタン駐在「イ」大使同席) 12/19
[大統領は19日まで印度大統領と同行、23日チトー大統領来着、
この日初めて官邸にいた]
出来るだけ沢山、高く買つてくれ、農林大臣、貿易大臣と会つたか。
パキスタン駐在大使、中近東は木がなくて買いたがつている。

3.2 SUSIRO 12/20
1 日本側の態勢はどうか
政府の Passive な気持と競争相手の中での一業者のリードの困難は
察しがつく。
2 インドネシア側は中央政府が Sponsor となつて地方が Private
な gabungan (団体) を作つて相手となる。
地方政府は勿論歓迎すると考える。
3 インドネシアが技術を修得するに従い、機械の使用管理が出来る
につれ逐次ウェイトが移つて行く。

- 4 協力林業開発は輸出、国内使用、木材工業 (ベニヤ、パルプ、ハ
ドボード) 等を綜合したもの。
- 5 日本で全面的な計画が出来るように詳細な資料を送る。立地条件
も考えられるようなものを送る。
- 6 手紙は貴下が農林大臣にあわれる前に書いたものであるが、これ
で有効だろう。

カリマンタン森林開発研究会殿

1958.12.8 ジャカルタ 博士スシロ H ブラコン
カリマンタン森林開発研究会編さんになるカリマンタン森林企業計
画の要旨及び三浦博士、官元氏及びバーリン氏のインドネシア国訪
問の際承りました説明を十分検討しました後次のような説明を致し
ます。

技術的に又経済的に見て同研究会のカリマンタン森林企業に関す
る構想は現実的で而も森林企業に関する深い経験に基づかれています
だけに極めて有益なものがあると存じます。これと共に森林資源を
永続するには再植林が絶対に必要であると強調されている点にわれ
われは共感を深くするものであります。

原始林の多いインドネシア国の経済開発の範囲内で同計画はイン
ドネシア国全般特にカリマンタンの森林企業開発に大きい利益をも
たらすことと存じます。この問題と関連して一般的な森林企業は関
係国の経済開発に大きい貢献をしますが同企業が林産物産業建設を
伴う場合には同企業自体の永続の保証をも意味すると申せます。
このため同計画が日「イ」両国の利益のため実行に移されんことを
われわれは鶴首して待つております。

3.3 HADI BEY (前東京勤務、領事) TUSIN
インドネシア人の会社の資本

10~50万RP----	会社	公	IRP = 31円
250万RP-----	銀行	BE	10
5,000万RP以上は四ツ		蘭	4~5円

1億RP以上は外国のものか、政府のもの

34 残留日本人 12/19—21

1 政治が物質中心に動いて、真の政治が動いていない。政治家は青年層に推されて動いているがその青年層に純正さが少く、真の政治を解していない 言うことは立派である。

2 軍の統合

統合時インドネシア側に金がなかつたので和蘭側の提案に従い独立戦争の働き等によらないで給料の大小で統合した。その不平が反乱軍である。

独立戦争当時和蘭軍についた者は一掃せよと云うのがムサカルー派の反乱軍で、こうすると4割以上を除かねばならない。

メナドは和蘭軍に関係したものが多く平均年齢40以上

3 士官学校は和蘭によつて教育せられた。

4 ダル、イスラム インドネシアの回教軍に発足したものが回教のインドネシア人部隊になつた。その目的はインドネシアの中に回教国家を作るにある。

兵器の補給先は米、蘭

その勢力圏内には政府軍も入れない。

5 米、民族性の機微をつかんでいない。又見返りのないものはやらない。

共産系、インドネシアのつぼに投げ込んでくる。少しでも利くところに投ずる(船、スマトラ開発、ゴムの買入)

6 共産主義の分つた者は五人あるかなしかだろう。他は中共からの指導宣伝員、生活に直結した指導でこの前の選挙では大当りを取つたが、実現されなかつたので次の選挙での大当りは疑問、今物の買占めをやっているのは共産党で之によつて物価をつり上げ国民生活を苦しめて自分の勢力を伸ばそうとしている。

7 政党と各省に対する献金5%その他に5% 計10%

仮契約の時100万ドルで20万RPつみたてる必要あり

1954

1ドル=114RP×332% 必要、実際は1ドル=95RPこのかねがあるわけでないから、商売は出来ない。

8 以上けちをつければきりはないが段々よくなつて行くだろう。インドネシアに依然として愛着を持つ。

9 残留者ジャワに124名、7名飯遣、他に日本人と隔離した者がいくらかおる。現在ふらふらしている者30人位

10 インドネシアは天産豊かに拘らずみじめ、上下の開き大、気の毒な過去だつたと思う。いんposition についた連中は俸給以外の収入が多い。

11 共産党、金とおどかし政策を取る、ジャワに下層貧民が多いので共産党が強いが外領の裕福な所は反共勢力が強い。

35 OMAR TUSIN(工業会議所会頭) 12/22

1 インドネシアの技術者の状況

現在技術者(大学卒)450人来年から国内卒70人

1965年に海外教育を含み2~300人にはしうる見込み

現在は土木、建築が主で、それ以外は100人以下

機械工学士20以下、電気10人、造船10人以下、農業30人以下、鉱業、冶金、化学、応用、地質15人以下 物理学者5~6人

Civil Engineer は老人に多く、その他は若い者が多い。

2 経済開発の技術的の面を真剣に考えている人は極めて少い

首相、工業大臣、同次官(アノンド) 公共事業相、企画庁次官等。

企画出来る人は4~5人だろう。

3 ジャワ5600万、田300万陌 1人当り54陌、いかにこれを共産党が公平に分けてみてもこれで国民生活の全部が解決出来るものでない。土地を持たない農民が多くてこれらの眼からすれば土地を54陌でも持っている者はうらやましい存在ではある。然し

インドネシアには大地主は殆んどいない。土地は村落共同体のも

と伝統的基本概念がある。又共産主義者が眼の仇にするブルジョア

も大してない。宗教上から言つてもインドネシアで共産党が最

大勢力に伸びる土台はない。たゞ現実貧民の生活が苦しいので共産党がうそでもうまいことを言うと言間がないからこれについて行く。土地問題はジャワ農民の島外分散で一挙に解決出来るが共産党はこれを強調しないで、現在の貧困を自分らの勢力伸張の具としている。

- 4 うそを言える人でないと政治家になれないが、これが政治の不安定、政党が分散するもと
- 5 予算の不足、国内産業を発展させる以外に解決法はない。今の政治では解決の見込みはない。選手交代でハッタ時代が来る。

36 SAGARA (インドネシア銀行員、部長クラス 京大卒) 12/25

- 1 政府も方向が分らんのではないか、経済に拍を与えるのは政治でなければならぬがこれ分らん。
- 2 意見発表の自由に制限があるので毒にも薬にもならぬことしか新聞に出ない。
- 3 輸出増進が最大の命題であることは認識されているが増進の方法が考え出せない。

4 反乱軍との関係

政府側でも、決定的勝利はえられない、国民は早くやめてくれ、えらい人達だけの争だと見ているし、又反乱が起つた最初の原因は取り除かれていない。政府も自らの非を認めて之を是正する勇氣はない。又反乱軍の理もそれとなく認めるが、政府の方針を一挙にかえる勇氣はない 何処かで妥協しなければ解決の途はない。政府は今妥協しないと言っているがお互に顔をつぶさないで妥協出来る方法も考えているのではあるまいか。低流はこう動いていると思う。

とにかく政府が経済的にどれだけでもてるかであるが、外貨をかせぐ主体は反乱地域にあるのだから。この点からも妥協せざるをえない。

- 5 軍の地位の強化に伴う幣害の反省も起きている。軍と Civil administration は上下でなく、軍は back であると言っている。

戒厳令はともかく一年延長ときまったが、半年目に再検討するとい

う条件附になつた。

- 6 今の官吏内閣で決断のいる案はなかなか生れない。従つて外国から計画を持つてきてもすぐ反応があるとは必ずしも考えられないが提案しても損はない。外国の案を自らの案のようにすることは出来る
- 7 政治勢力としてオ二勢力の出現は可能だろう。
- 8 国民生活の現状は非常に悪い。田舎から町に人が流れ込む、町から村へ物が流れない。共産党の生活に直結した下層民に対する煽動の動因はいくらでもある。儲けているのはやみ屋だけ、終戦直後の日本を思えばよろしい。インフレはここ小康を保つてゆるが輸出増進、交通、治安回復の見通しはない。然しインドネシアには共産党が眼の仇にするような政治を左右出来るブルジョア階級は殆どない。

- 9 Guided Democracy と言ひ言葉は外国に共産色視されるから言葉をかえよと言ひ声がある。

10 役人の俸給

普通の生活をして月の半分を無理して $\frac{2}{3}$ を支えうる。銀行は官吏の約二倍、自分は官吏なら部長クラスの 2500 RP だろうが、5,000 RP 貰っている。然し役人は官舎、交通の便等が与えられるが銀行は一切を自分で賄わなければならない。

- 11 結論として結構食つて行けるが、きりくつである。慾望満足と云う総合点からすれば日本が楽だ。

37 APANDI 技師 (タラカン営林局長) 12/24

- 1 木があるかとの懸念は無用である。いくらでもある。
- 2 現地での生活はわれわれはよいが女房、子供はかわいそうである。バナナもなかなか手に入りにくい。従つて皆ジャカルタに販りたがる。
- 3 詳しいことは山鹿氏がよく知つている。
- 4 ジャカルタから文書がくるのは10日目位

5 私は二月頃アメリカに行く予定、その途次東京によるから又お会い
いませう。

38 インドネシア銀行年次報告書その他

インドネシア銀行1957~1958年次報告書開巻冒頭に「本年は
独立国として発足以来嘗てない困難に直面し、進歩なく退歩の兆すら
ある」と書いてある。これを分析し、その原因は外因と内因とに分け
られるが、外因は世界的不景気に基く景気の後退であり、内因は中央
と地方との確執及イリアン問題の影響である。その結果輸出は減退し
延いて輸入減一歳入減一物資窮乏一インフレーションとなつたと述べ
ている。又前年比通貨量は次の通りでこの中の政府部門が最大のイン
フレの原因であるとしている。

	1956年	1957年
Public sector	+ 2,267百万RP	+ 5,833百万RP
Private "	989 "	+ 2,237 "
for eign "	- 1,815 "	- 1,023 "
miscellaneous "	- 282 "	- 1,527 "
	+ 1,159 "	+ 5,520 "

然るに内乱が本格的に武力行使となりヌイリアン問題から和蘭人追放
となりその経済的影響が現われたのは1958年になつてからのこと
である。

従つて1957年度の嘗てなき困難が1958-1959年の年次
報告では如何表現されるか不平等にして本報告は未刊である。軍事費が
歳出の60%を占め、RPの公定価31円が現在相場4~5円となり
正貨準備が法定率20%を割つて8%となつている事実又官吏の俸給
が月の $\frac{2}{3}$ ~ $\frac{1}{2}$ を支えるに過ぎないと云う現況がその苦境を示すもので
はあるまいか。

而して過日(十二月中旬)インドネシア国会は1959年度の次のよ
うな国家予算を可決した。

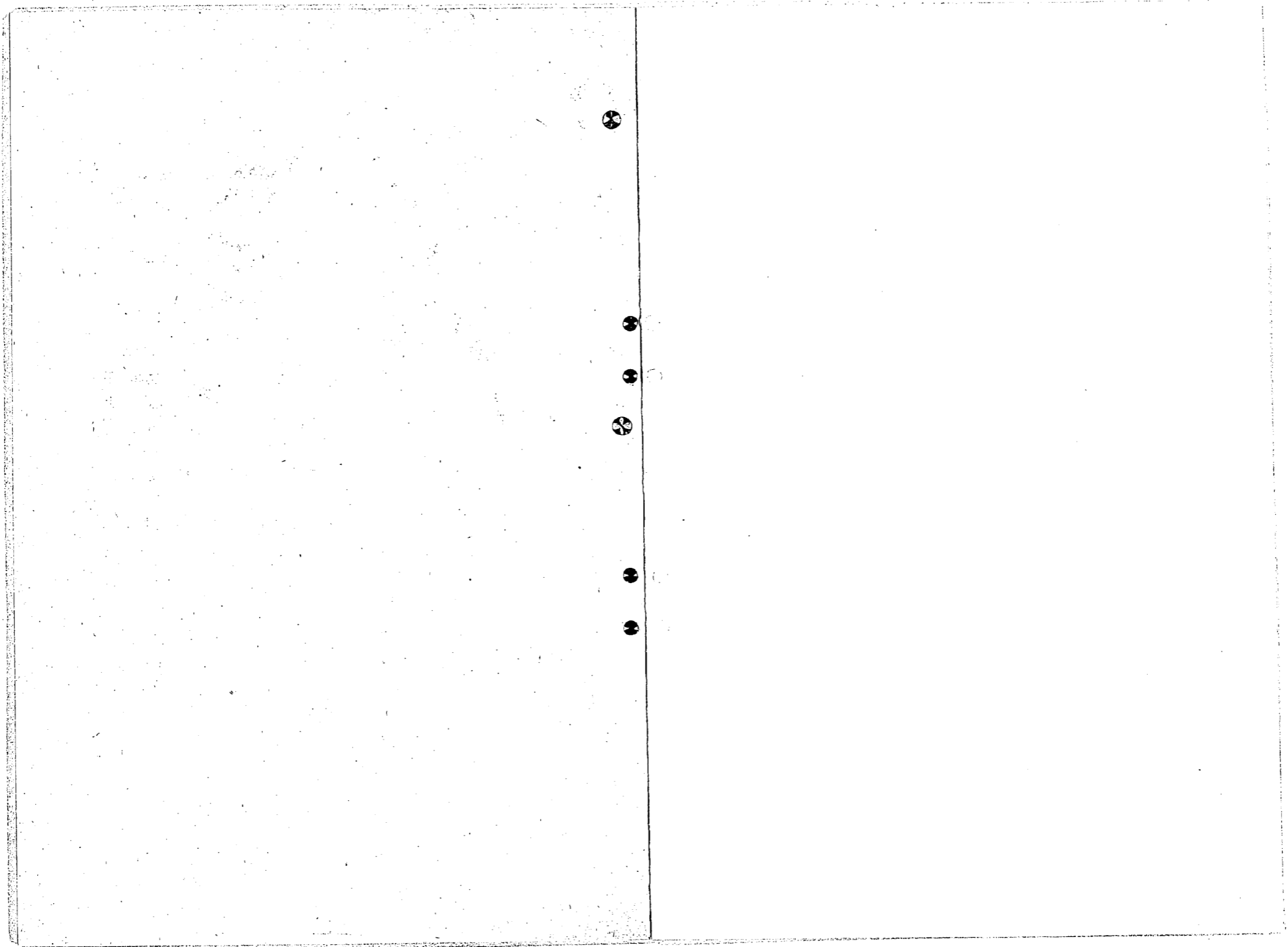
歳出	29,037,331,500 RP
歳入	21,126,746,950
不足	7,910,584,550

而して前記官吏の俸給の不足分を補うとすれば更に40億RP(工業
会議所会頭によれば60億RPの増額を要するという。即3~4割
の赤字である。

然るにインドネシアタイムズ紙はこの国家予算を論評して「予算案
が新年度の初まる前に国会を通過したのはインドネシアの歴史初ま
つて以来初めてのことだ」と特筆大書し、かんじんの赤字について
は僅かな一句の警告を発しているにすぎない。

とは云えこの28%の赤字が頭痛の種であることは明らかであろ
う。西欧陣営から借りるか、共産陣営から援助を受けるか、中道政
策は貫きたいところだろう。このため、銀行年次報告書には毎回輸
出の増進がVital importance であるとし又highly important
であるとくりかえし述べている。然もインドネシア国の現在技師総
数500人と云う数字がその天産に拘わらず経済発展が思うように
進まない現実を証明するのではあるまいか。

一方では「ソ」連からの1億ドル借款の正式調印も行われた。帳簿
上ではこれで赤字は帳消しされよう。



RE'-0235

0039

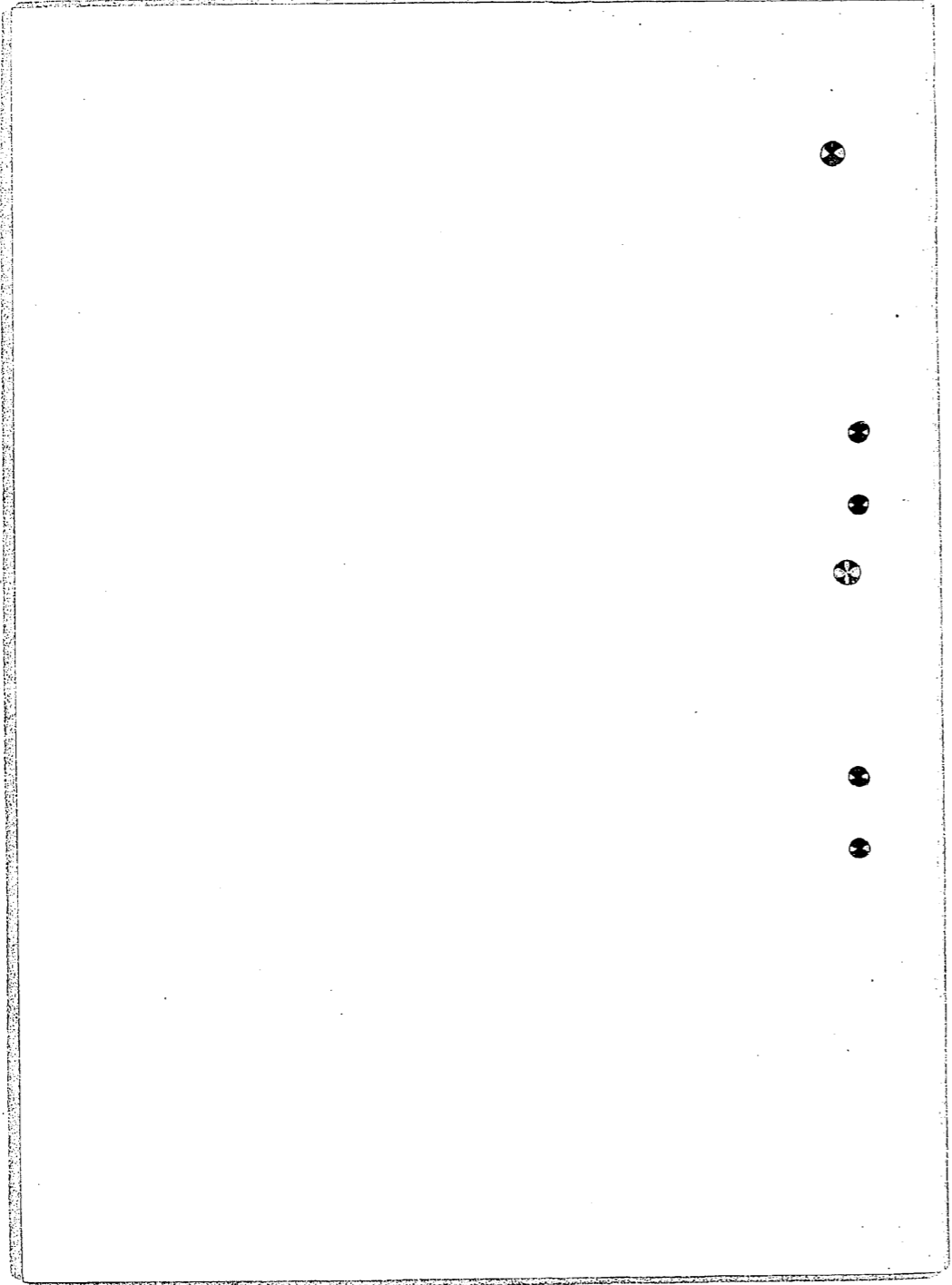
外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan



RE'-0235

0040

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

寫

木
お
り
ん

昭和34年1月26日

インドネシア国の南方木材
資源開発に関する調査報告

大日本山林会会長
三 浦 伊 八 郎
宮 元 壽 雄

RE'-0235

0041

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

昭和34年1月26日

殿

大日本山林会長
三浦伊八郎
宮本祥雄

インドネシア国の南方木材
資源開発に関する調査報告

昭和33年11月～12月、三浦、宮本の両名
が東京駐在インドネシア大使館事務官バハーリン
ヒヤヤ氏の案内でジャバに出張調査した結果の概
要を次の通り報告します。

現地において会見した関係機関

- (1) 政界
 - イ. スカルノ大統領
 - ロ. ハッタ氏
 - ハ. 国会議長
 - ニ. 国民党総裁(代理として同党経済部長、国会
農林委員)
 - ホ. カリマンタン出身国会議員
 - ヘ. 独立功勳者ストモ氏外ノ名
- (2) 官界

RE'-0235

0042

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

イ. 外務省
国際局長；アジア太平洋局長；賠償部長；
前東京駐在総領事及び領事(3名)

ロ. 農林省
農林大臣；林野庁長官；林野庁林政部長；
林野庁参事官；林業試験場長及び部長；
マラカン管林局長

ハ. その他
公共事業大臣；国務大臣(近く総合企画大臣
になる)；企画庁長官及び次長；カリマンタ
ン・テモール州知事；地質調査所次長；首相
秘書官；大統領侍従武官長

(3) 民間

イ. 工業会議所会頭；工業会議所事務局長

ロ. 商業会議所

ハ. 木材会社代表

(4) 日本人

イ. 大使館

費田大使；東畑移動大使；高木公使；
農林関係書記官

ロ. 会社の代表

兼松KK；丸紅；板田；住友商會；木下商店；
暹田通商；南方林業；シンドー(SINDO IMP-EXPORTER)
ムスターカロット産業；石原産業(地質・鉱物)

ハ. 日本の地質調査所長；東大地質学教授；他に
地質関係者ノ名

諒 合 所 見

(1) カリマンタン(南ボルネオ)の治安はスマトラ
地区と異り平穏であり、木材資源開発については
種々の全面的協力を得られる見込である。

森林資源は豊富であるが、林相樹種混交状態が
区々であるから大規模の調査を必要とする。

(2) スマトラ・セレベス等の地区は現在治安その他
の事情から後年の開発にまつべきである。

(3) カリマンタン地区の中で特に北東地区が適当と
考えられる。

(4) 戦後から現在までに2~3の伐採業者が事業を
行ったが何れも規模が小さく、且つ2~3年で資
本償却を期待するため、また資本金の送金困難な
ため企業が困難に陥り買材費に転向しており、イ
ンドネシア政府の直営材を購入しているが直営事
業も小規模で成功していないらしい。

(5) 以上のことから大規模且つ長期に亘る計画開発
を必要とする。

(6) インドネシア国側は官民共に大規模長期の計画
的开发を希望しており、ことに濫伐を避けて伐採
跡の適地に造林を希望している。

(7) (6)の条件で日本と協同して開発することを望ん
でおり、かつインドネシア人は親日的である。

(8) インドネシア国の財政は現在歳出の約93%に当
る28億ルピアの赤字財政であり、1960年からは
第2次5年計画の実行期に突入する予定で本年
はその計画を作成しているが、第1次5年計画
に較べ、その規模が拡大するので年々の財政的赤
字は約80億ルピア位になる見込である。

(9) 地下資源として石油はその優良区域を第3圖に
与えているので地下資源としてはカリマンタンの
鉄鉱石が有望視されており、森林資源と共に最も
政府が望みをかけているものであるが自力で開発
する技術及び資金を有しない。

RE'-0235

0043

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

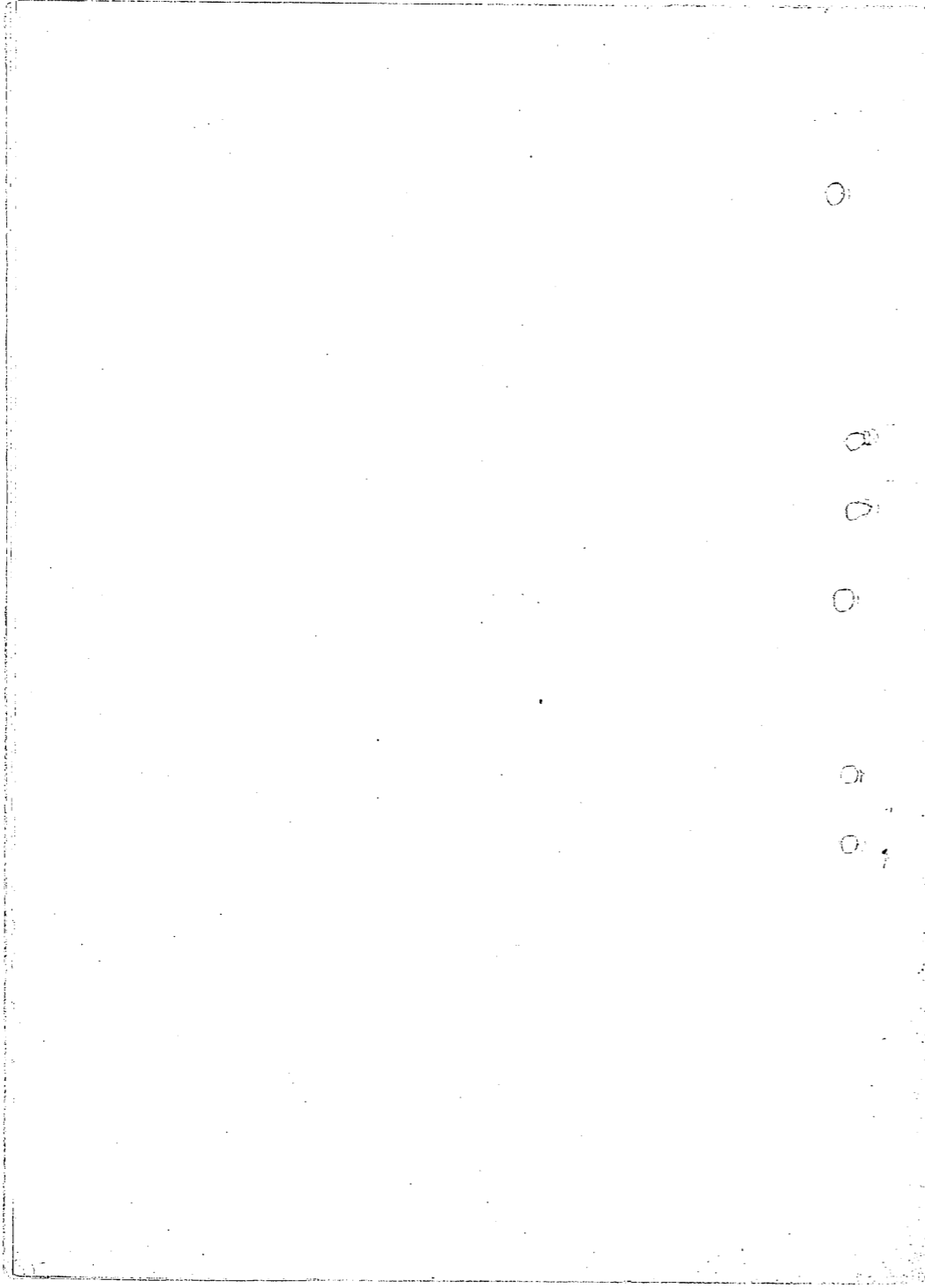
(10) インドネシア國としては財政的危機を切り抜けるためには、資本と技術を導入してくれる國であればその相手國を選ばないほどの覚悟をもつ如く⁽¹⁾考えられる。従つてこの際早急に日本が協力しないとするは西歐國のみならず、連國からの協力をも辞さない⁽²⁾状態にあり、かつ連はそれを歓迎している如くである。

結 語

タイ、カンボジア、ヴェトナム等大陸方面の林木はラワン類(フィリッピン系)に乏しく、唐木を除く普通材としては主としてアピトン類であるから日本としてはフィリッピン材の激減傾向に対処するため、⁽³⁾相⁽⁴⁾耳⁽⁵⁾にインドネシア國及び英領ホルネオ材の導入を計らねば日本の合板工業は激減的打撃を蒙り、ひいては外貨の獲得にも重大な支障を来すこととなる⁽⁶⁾。英領ホルネオではフィリッピン材の5ヶ年後に見込まれる減少額400万石の半分も供給し得る見込みは得られないから、カリマンタン地区より約250万石の採掘を計画することゝ適當である。

このために至急大規模の調査を行い計画立案の必要があり、インドネシア國は欣然としてこれに協⁽⁷⁾便宜を与える用意を有する如くである。

調査の資金は民間に求めることも考えられるが、⁽⁸⁾急を要することゝ、外貨の割当なども必要とすることからコロンボプランによるほか、その他適當な方策で資金を獲得し得るよう政府が充分な決意をもつて対処せられることを要する。



RE'-0235

0045

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

昭和三十四年四月二十九日

カリマンタン林業開発に対する
インドネシア側の空気

第四号

カリマンタン林業開発研究会

三浦伊八郎
宮元静雄
バハリリン・ヤヒヤ

RE'-0235

0046

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

目次

其の一 在ジャカルタムスチカラット商事会社山鹿敬二氏発宮元宛来信…………… 1

其の二 亜南産業統木氏、山鹿氏発山崎軍太氏宛来信…………… 9

其の一

昭和三十四年四月二十一日

ジャカルタ

山鹿敬二

宮元静雄様

前略 前便に書き残した事及び Hadi Bey, Omar BARACK 会談の結果を御報知いたし
キレ。

(1) 労務者の取得状況

Kota Baru 地区、これは伐採人夫は十分とのこと。殊に事業を機械化する
場合、問題はないと思われます。1,000M³の場合、

人カ 150~200名
を要し、
機械化 35~50名

Samarinda

Berau

Berongan

地区も同様です。

然し事業が発展するにつれて、ジャワからの人夫、トラクター運転士等の移籍は必要になると思われます。

人夫賃金は $1,500 \text{ Rp/月}$ 、 $3,000 \text{ Rp/月}$ ですが少なくとも、現在は $3,000$ (食事自分でする) でなければ正常な生活はして行けません。(家族夫婦子供五人)

(2) 外資導入の規則はイ大使館で入手出来ます。又、イ協会にもあるでせう。

為替換算率

1Pd Stoline, = 3205 Rp

$3205 \times 332 \text{ Rp} \times 0.79$ (約20% 銀行1%)

1Pd = 8456 (大凡)

- 2 -

◎ 外資導入

合併会社

比率の決定 (49-51%) に依り出資額が決定し、機械道具の評価 (出資内容) 何年で返却するかを決定 (日本側銀行) 利益金により投資後何年目から行うか (利益金の銷却) インドネシア側の銀行の保証を得る。

◎ 運転資金

Kapala Daerah T. MUIS の言に依れば運転資金は当方で出来ると云うて

おります。

小生の考えも、初めから Karpenceer 予定地

Kalimantan timur 7 地区 (1800000Ha)

" Selatan 4 地区 (1400000Ha)

を全面的に開発する事は困難で

Balikpapan 地区

Berau 地区

Tarakan Nunukan 地区

Sangkulirang 地区

Kata Baru 地区

Kalimantan timur

Selatan

の今迄やった港の良い場所を月一万石程度で初める事と思ひますので、運転資金も当地で出来得るものと思ひます。

輸出が段々出来て行けば、現地資金も容易にのびること存じます。

以上

亜南産業の動向

初め小生にも恰も不可能の如く Miyamoto plan は理想的で商社筋からインツプの

- 3 -

目でみられて居ると云つておりましたが DJKEH (Djawatan Kehutanan) 山林局、Kepala Daerah moise 氏等も Kalimantan timur に独占企業を申込んだとの事でしたが DJKEH も Kepala Daerah も既に Miyamoto plan に全面的に積極的に動いて居るので、彼等の方針を変更して小規模にイ側人の名で事業をする模様です。Miyamoto 計画に対して最初は小生と大いに口論をしました。今は大分解つて来た様です。夫に今度は初めと考えを異にして、実は宮本計画の一環として (Sebagai rentjana Miyamoto) 来て居るのだと云つて山林局に Sponser になつて貰ひ、Visa の件等簡単に延長を許可された様子です。

- 4 -

◎ FNE NISHO KOGYO CO,

Daido Bldg 2-1 Asahi - cho, Kanda

Chiyoda - ku 7-7 Indonesir 側

N. V. Jmprahaoen Trading Co,

Dj1, Langkong Kettjil s Bandung,

と合資の Kalimantan 木材開発をやり度いので Kapperceel (木材伐採権) の申請を Samarinda Berau Belogau 地区に各 unit (トラクター十台、モーター

ボート二隻 Geep 其他 complete, ベニヤ工場建設等を提出して居ります。日本側は前記の商社で、社長 Takio としてあり、下に赤城官房長官が同意すると書いてありました。

Miyamoto 計画に対して

◎ 当地の予定地 120,000Ha 其他詳細は当地 DJKEH でみましたが、これは既に送られて居る事と存じます。Kalimantan - timur Selatan 共に中々立派な場所で各々良港を控えておる所です。これが到着すれば、各社でも力の入れ方が自ら変つてくるでせう。

◎ 御帰国以来本当に御苦勞様の事とせう、殊に組織の未完な場合に於て一人で大変な事とせうが宮元さんならでは出来ない事と敬服して居ります。

◎ 若し参加者が少くない場合、Philippine, Borneo 材の輸入商が全部参加しなくとも、やる意志の者だけで立派に出来るのではないでせうか。まづ最初として一面から見れば動き出す事が肝要とも思はれます。

◎ 小生は現在 Moesti Karatu 会社の小さなインドネシア商社の要請で Berau 地区で仕事を初める段取りをして居ります。当地 DJKEH, Kersudjono 等は、M 社社長 Helmi 氏に中止した方が良いでしょう。

- 5 -

はないかと云っております。Hadi Bey 氏等もそんな意見でしたが宮元構想の中にもあるが如く、将来全部民族化してイ側自力でやることを名記しておると云ふ事は、他の民族会社をイテメル等そんなケチな考えではない筈である。恐らく宮元氏ならば援助してくれる筈だと云つてやりました。

實際的にみて小資本でやれる場所も未だ残つて居ります。これはインドネシヤ自身の手で開発する事も現在のインドネシヤに於ては、自分でやらうとする意気ある者に小生も苦しいながら出来る丈けの事をしてやろうとして居ります。

この場合採算的に場所の決定が死命を制する事になります。幸い Bohar 地区に於て合計 10000 坪の場所（山林局予定地外）を申請いたし、許可の了解を得て居り、正式の許可の下りた所もあります。

貧しい彼等が、やり度いと云われれば、小生も遂にやつてやろうかと云ふ気になったのです。

然し採算が取れないのではどうにもならず、十分に研究致しました、明細計画書長谷川商事神戸に送つてあります。

準備委員会等で、御多用の事と存じます。本当に走り書きで失礼ですが近況御報告迄。

◎ 全 Kalimantan 地区の Djakarta. への集会があり、Omar Barack からの要請もあり、同会に対して元様 Hadi Bey の名で 3000 Rp の寄附を相談の上行いましたから御含みおき下さい。

調査団一行二〇名の件

種々な角度からの調査団であるので二〇名の多人数となるのでせう。これを三つに分割しても七名になり、夫に山林局等の随行者が一諸に行くとすれば一行十名位になります。地方の宿舎は中々不便ですから、十五名位にして三組に分けられるようにすべきと思ひます。夫でも宿舎、乗物（飛行機、モーターボート）も中々大変ですがこれは、政府自体が少くない、といふ状態です。勿論当地政府軍部の援助が絶体必要ですが

- 7 -

- ◎ Kalimantan 地区 Bandjarmasin
Kota Baru
- ◎ Kalimantan 地区 Balikpapan
Samarinda
Sangkulirang
- ◎ Kalimantan 地区 Berau

- 6 -

Belogian

Tarakan

Sasajap

Sebatoh - Nunukan

以上三組にして分割調査がよろしいと小生は思考して居ります。
小生も喜んで参加致しますので是非共加入して置いて下さい。

其の二 亜南産業社長統木氏、山鹿弘氏、山崎軍太氏宛

1. 統木記

是非善悪は別としてインドネシア林野庁側は宮元氏が二十億円を持つて来る事のみを望を託して待つて居るので小生等としても（日本人としての立場から）之を過信するな等と云つてぶちこわす訳には参らず却而之を善導して（宮元氏は少く共ブローカーでは無く純真な立場に立つて居るので）大成（もし出来るならば）せしめたいと思つています。出来る限り貴兄も内地に於かれても一つ此の際宮元案の実現化に積極的に御協力してやつて下さる様願上ます。（若しこの案が流産すれば吾々日本人全体の不名誉になると云う切ばつまつたところまで来て居る。）仮りに立派な大同団結が出来たとしても其事は吾々現場経験者達が排除されたりするものでは決してなくむしろその大事業の現場担当者として活躍せねばならぬ立場になるのですから洵に結構と存じます。

唯最初の漠然たる儘の宮元案でなくそれが発展成長してもつと実状に即した実行可能案になる様助長していたゞかねば実現の可能性がなくなると云うものです。

実行案となると日本の全商社を包含する等と云うことではなく小数の実力ある会社がスポンサーとなり各自現場作業会社（南方林業、長谷川、亜南等の如き）をして作業

RE'-0235

0051

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

せしめ抜がけの無き様横の連絡を保つと云う様な方式にならざるを得ないのでありますまいか（之は単に小生私案にすぎませぬが）何卒貴兄の方から積極的に宮元氏に呼掛けてつつかい棒になつて援助してやつて下さい。切に御願申上ます。

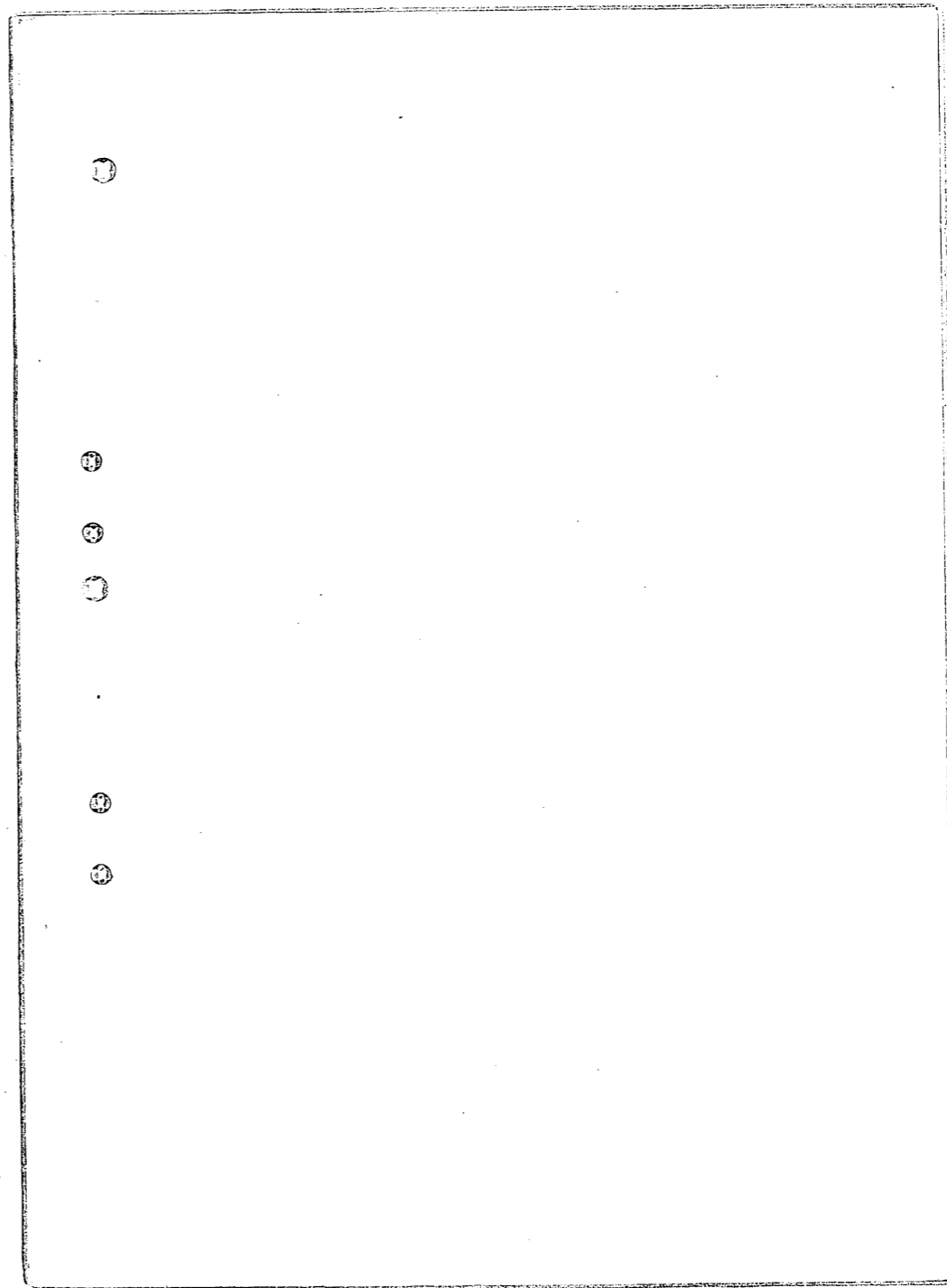
端的に既成事実から云うならば（現場側を基本にして云うならば）そうすることが結局吾々の生くる道だと存じます。（此手紙は宮元氏にもお見せ下さつて結構です）

2. 山鹿弘記

日イの林業開発を要約すれば日本側の返答によつてイ国側の態度を決定し度い。当社としてもイ政府側の腹がきまる迄は州知事側とも具体的な交渉を差控え度いと云うのが生等の意向です。

島外への旅行等軍関係で非常に困難の現状で生等も船で渡航する事となりませう。

四月十七日



RE'-0235

0053

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

昭和三十四年四月二十五日

カリマンタン林業開発に対する
インドネシア側の空気が

第三号

カリマンタン林業開発研究会

三浦 伊八郎
宮元 静雄
バハリリン・ヤヒヤ

RE'-0235

0054

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

目次

其の一 亜南産業より宮元宛来信

1

其の二 亜南産業井関氏のジャカルタから宮元宛来信

2

其の一

昭和三十四年四月二十四日

大阪市西区土佐堀通一ノ一大同ビル内

亜南産業株式会社

官元 静 雄 様

拝啓 時下陽春の候愈々御清詳の段御慶び申し上げます。

過般上京中は何彼と御指導に預り深謝致して居ります。

陳者、昨日インドネシア出張中の当社幹部より貴殿宛の報告書第一信が到着致しましたので

茲許に同封申し上げますから御検討願ひ上げます。

尙御繁忙の事とは存じますが其の後の中央に於ける本事業に関する諸情勢等につき御知らせ

願へれば幸甚です。

何卒今後共宜敷く御指導御協力賜る様切に御願ひ申し上げます。

右案内申し上げます。

敬 具

其の二

註 官元、亜南産業社長と共に渡イした同社員井関氏が約束通り現地から発信したもの

昭和三十四年四月十七日

官元 静雄 殿

井関 恒夫

拝啓

出発の際は御見送りを頂き厚く御礼申し上げます。

ジャカルタ到着後、本日迄十日此の間の当地情況、左記の如く御報告申し上げます。

(1) 中央政府林野庁の意向

Sesilo, Karsudjono の両氏並に W, Sihandjuntak 氏 (外領林野局長 II Kepala Kehutanan Luar Jawa) の三者との会談の結果

a 三浦博士は日本政府の木材開発使節と見ている。

官元構想は三浦博士の意見に基いての構想である故、日本政府の構想であると見ている。

b 官元氏の言によれば、日本政府が一〇〇%の援助を与へる事は既定事実であるかの如く考へて居る。(故に吾々は官元氏の構想に基いて計画書を提出した十一ヶ所の林区開発構想)

c 既に計画書を送つたる現在は東カリマンタン林業開発はインドネシア政府対日本政府間の問題と成つて居る。故に個々の民間業者は日本政府よりの回答ある迄は一切の林業開発に対しての積極的動きは許さない。

d 早急に調査団を派遣し、現地調査をして頂き度い。

以上が中央政府側の意向であり、官元構想に対しては一〇〇%の期待と実現の可能性を信じて居る(官元氏が個人構想として話された事が、三浦博士を日本側の木材使節と見做して居る)。インドネシア側は官元構想、即ち、日本政府構想であり、日本政府の意志を代弁して居ると見居る。

故に万一、実現せざる時は非常なる不信を招くのみならず、今後の日本業者の進出に不利となる事態を生ずる懸念もある。中央政府は飽迄も大なる官元構想を中央の手により実現せしめ、地方政府に対する牽制となす意志である。

之に対し、地方政府の意向は現東カリマンタン州長官 (Kepala Daerah Tingkat I)

であるA, T, Moets 氏の意見は

- a 東カリマンタンに於ける木材開発は東カリマンタン州の総合開発の関連事業として行う。
- b 地方政府は日本政府の援助による木材開発を行うより実力ある民間会社をして総合開発（鉱山、海運、植林、移民、水田）を行はしめ其の事業の一部として木材開発を行はしめ度い。
- c 日本側民間会社とインドネシア側（地方政府開発会社）は経済協力の形に於いて、五一対四九%の資本構成で行き度い。然しインドネシア側は当初に於ける五一%の資本分担の支出は困難なる故、四〇%を日本よりの借款とし、即ちインドネシア側は一一%日本側は八九%の形で行い四〇%の借款は木材其の他の土産物による決済を行度い。
- d 日本民間業者としては従来からの実績ある亜南産業を指定しても良い。

以上が東カリマンタン州長官たる Moets 氏の意見である右記両者の意見は個別会談により聞き得た話であるか、其の後両者間の直接会談（Karsudjono: Moets）の会談により

- a 現在、既にインドネシア側より資料を日本向け発送した以上は飽迄にも公式開発に進むべきである。（宮元構想の実現）
- b 亜南産業は宮元構想に沿つたる調査を行い、一時も早く実現なす様に努力され度い。以上の決定を見ました。

弊社一行四名目下滞在期間延長（六ヶ月）の手続中であり手続完了と共に東カリマンタンに出発、現地調査を開始をなす予定であります。（此処一週間内に出発の予定）

今後の色々な問題として考慮なすべき点は

- 1 全ボルネオ十一ヶ所のインドネシア側希望開発地区が果して実際上の採算が成り立ち得るかは疑問（調査班の調査結果が必要）
- 2 十一ヶ所を如何なる線で開発希望商社に分担せしめ、そして之を構想通りの一本化を果して成し得るか。
- 3 一本化されたる開発会社に果して国家的援助を与へて呉れるか。

以上の三点に充分な御考慮を御願ひ申し上げます。

- 4 一本化困難なる時は実力ある民間業者をあて之に全面的な援助を与える方が、容易ではないか。

5 中央政府を交渉相手として話しを進めたる際、今後の現地での実際活動に対して、地方が協力なすか否かも大なる疑問であり其の点の考慮も必要かと思えます。
（一例として現在進行中の石原の鉾山開発の件も事々に地方対中央の険い違により種々の困難に逢着してゐる現状である。）

以上簡単乍ら報告第一信と致します。

RE'-0235

0058

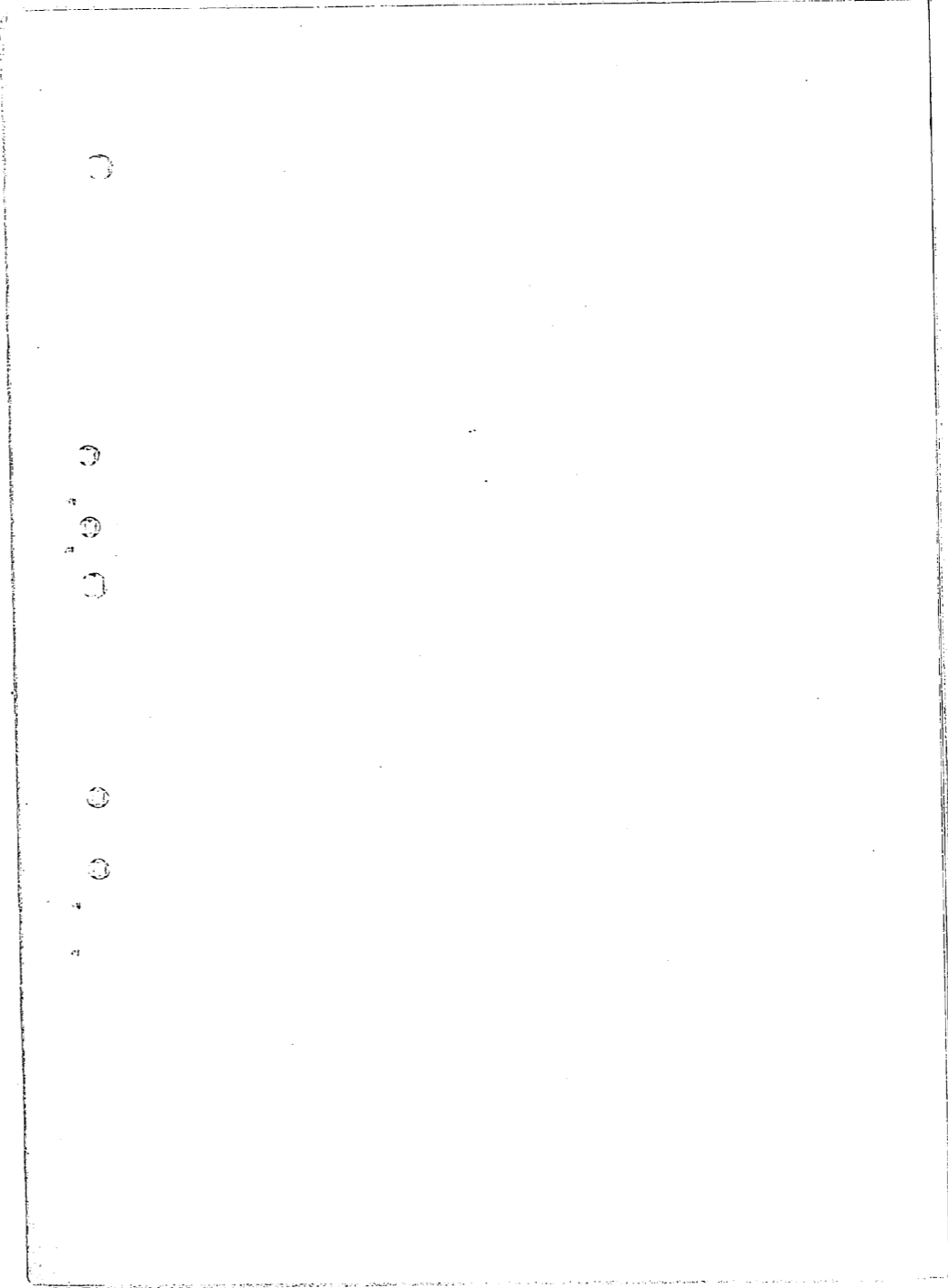
外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan



RE'-0235

0059

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

インドネシア(カリマンタン地区)

森林開発について

(内部資料)

34年5月

林野庁 林産課

RE'-0235

0060

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

1 インドネシア森林開発の必要性とその経済効果

(1) わが国におけるラワン材の需要

わが国輸入外材の主体をなすラワン材は、33年（1958年）には330万 m^3 （1,200万石）と木材輸入総量416万 m^3 （1,500万石）の80%に達したが、将来に及ぶこの輸入確保は、増大する国内需要に応ずるためのものだけでなく、合板、吋材などの加工貿易を振興する要件として、輸出政策上からも強く要望せられるところである。

(2) ラワン材供給地の事情

ところが、現在輸入ラワン材の80%を供給する比島においては、資源的にその供給力はほぼ限度に達しており、他方、同国の合板工業を始めとする木材工業の発展に伴い、丸太生産量の1/2をしめる輸出を制限せんとする機運が高まり、現に上下両院においてこの丸太輸出制限法案の審議がおこなわれている。したがって、わが国におけるラワン材の需要増大に対処するためには、今やその主要供給源を比島以外の他の東南アジア地域に転換しなければならない段階に立ち至っている。

(3) インドネシアの森林開発の必要性

この新しい供給地として資源的に最も有望な森林は、インドネシア(カリマンタン地区)であるが、そのほとんどが未開発のままに残されており、その生産力は微々たる現状である。したがって、この地域の森林開発は、東南アジア地域の経済開発が森林開発をもつて先駆とするという意味においても、インドネシア経済建設上急務とするが、同地の自然的、経済的事情からみて、この開発は簡単ではない。それには、日、伊両国政府の円満な了解に基く支援のもとに統一された強力な日本側の経済協力態勢が必要である。

(4) インドネシア森林開発に伴う経済効果

① 日本側

(1) 大径広葉樹需要産業の振興

優良大径広葉樹はわが国では資源的に乏しく、その充足はラワン材を主体とする南洋材に依存しなければならぬ。現にこの輸入によって、2.7億^mを生産する合板工業の操業の80%を維持し、かつ、港湾都市製材工場の大半を支えている。したがって、

ニ
ッ
外

これら工業およびこれにつながる需要部門の存続と振興は一つにラワン材の輸入の確保と増大にかかっている。

(ロ) 木材加工貿易の振興

ラワン材に依存する合板、材材等の加工貿易輸出高は昭和33年(1958年)において172億円(4,800万ドル)にのぼり、当年度の木材総輸出高の55%を占めている。しかも、この海外市場はアメリカを中心として拡大の一途にあるので、ラワン材輸入の確保は、木材加工貿易振興の不可欠の条件である。

(イ) 諸物資輸出促進と外債の節約

開発に当つては日本から開発に必要な機械、資材、日用品、医薬、雑貨類を供給することとなるが、これによつて日本製品の海外進出の機会を与え、さらに借款の償還等に関連する木材輸入により外債が節約される。

② インドネシア側

(1) 林産業の発展

この林業開発は、その地域の森林経営を近代化し、

生産力ひいては収益性を高めると共に、木材工業の振興が図り得る。

(ロ) ^{南発}経済関係と都市形成の促進

林業開発は未開発地域にあつてはすべての産業開発の先駆となつて、未開地に陸海交通を開き、人口を誘致して農業、木工業ひいては地下資源開発の推進にべき都市形成の要因となる。

(イ) ^{基地}国際收支の改善

外資の導入、生産材の輸出等により、「イ」国の国際收支の改善をはかり得る。

(ニ) 雇用の増大と生活改善

この開発は現地住民に対し雇用の機会を与え、これによつて、現在「イ」国が腐心しているジャワ島の過剰人口対策を打崩することができる。また労働者住宅その他厚生施設の設置並に生活物資の輸入等によつて住民の生活改善に資する。

(ホ) 林業技術の普及

この開発のためにはまず林業技術者の養成が必要となるが、これによつて、現在きわめて低水準にある現地の林業技術を普及高揚させることができる。

2 現在までの経過

(1) 南方林業(株)、亜南産業(株)の動き

南方林業は東南アジア地域森林開発の目的として設立されたものであり、また、亜南産業は戦前、同地区の開発に従事したこともあるが、南方林業は33年4月以来、亜南産業は34年4月にそれぞれ社員を派遣し、開発に肉し「イ」国政府と交渉を進めている。

(2) 三浦、宮元氏の渡「イ」

三浦伊八郎氏(大日本山林会長)は宮元静雄氏(元イ国駐在陸軍参謀)とともに、33年11月渡「イ」しカリマンタン開発促進のため林野庁長官をはじめとする「イ」国側政府要人その他関係者と会談し、今年12月帰国後はカリマンタン林業開発研究会を設立して、引続き「イ」国側との文書往還による交渉を進めている。

なお、三浦氏宛の農林大臣の名におけるスシロ林野庁長官の文書によれば、開発に対し「イ」国側の積極的な関心がうかがわれる。

(3) 南方林業開発委員会の設立

カリマンタン開発に関する民間推進母体として、34年5月業界関係の11団体(南洋材協議会、木材輸入協

会、合板工業組合、合板輸出組合、全木連、林総協等）
 をもって構成する南方林業開発委員会を設立し、さしあ
 たりこの開発に関する調査、計画、関係方面との折衝等
 を推進せんとしている。

三
 の
 外

3 開発上の問題点

(1) 資源の調査

カリマンタン地区には豊富な森林資源が存在している
 ことは判明しているが、具体的な開発計画の基礎とする
 に足りる資源資料は未だ整備されていない。それゆえ開
 発を具体化するためには現地調査を行い、その実態を把
 握する必要がある。

(2) 民族意識との調和

「イ」国側は民族意識が旺盛で外国資本の支配を喜ばず
 したがって、この開発事業の経営は「イ」国側の主体性を
 尊重して行われなければならない。

(3) 中央政府と地方政府双方の了解

「イ」国においては政情の不安から中央政府と地方政府
 との対立が見られる。この開発を進める場合、中央政府
 と地方政府双方の了解の上にならなければならない。

(4) 大規模の投資

対象林地は人跡未踏の広大な未開発地帯であり、この
 開発には、まず港湾の修築、幹線道路の開拓、諸物資の

海上輸送の確保その他住宅、病院、学校等の基地建設、さらに労働者の確保とその技術訓練等多額の準備投資を必要とするうに、作業は自然的条件が悪く広範囲にわたるため、専ら機械によることとなるから、長期にわたる大規模な投資が必要となる。そのため、国の援助を背景とした強力な統一的組織態勢をもって開発に臨まなければならない。

(5) 日本側投融资の保護

① 出資及び借款の保証

「イ」国は現在政情および経済の面で不安があり、したがってこの開発に対する日本側の出資及び借款については「イ」国政府の保証を必要とする。

② インドネシア通貨の弱勢に対する措置

「イ」国通貨ルピア貨の公定レートは現在 / RP. 3/40 円であるが、実勢(南)は5円となっている。したがって日本側の出資および貸付金の取扱等については「イ」国政府の特別措置が必要である。

③ 輸入附加税の免除

「イ」国は輸入制限のため関税30%のほか高率の輸入附加税を設けているが、開発用機械の場合 CIF RP

100 のものが約 400 となる)。特にこの開発のような国際協力についてはその免税措置が必要である。

(6) 木材輸入の確保

この開発の目的の一つである日本側のラワン材輸入確保をはかるため、生産原木の一定量を日本側に販売することにしなければならない。

11
12

4 開発の方法

(1) 資源調査

① 調査資金

開発の第一段階として資源調査が必要となるが、これについては次のいずれかの資金に依存して行うものとする。

- (イ) 海外投資等基礎調査費
- (ロ) 国際建設技術協会資金
- (ハ) アジア経済研究所資金
- (ニ) コロンボプラン経費

② 調査に対する政府援助

この調査は、民間関係機関が主体となつて行うが、両国政府間の話合に基き双方の政府要員が参加し、現地政府から資料の提供、調査国の安全保証、船舶、航空機の使用等について便宜供与を受けることが必要である。

(2) 開発に関する政府協定

次に掲げる開発事業の基本事項に関しては、直接両国政府間において協定を締結する必要がある。

- ① 開発規模
- ② 開発機構
- ③ 出資及び借款の供与とその償還及び保証
- ④ 為替レート、関税、輸入附加税等に関する特別措置
- ⑤ その他附随事項

(3) 開発規模

① 事業の範囲

開発事業の範囲は、次のとおりとする。

- (イ) 森林伐採事業の前提となる港湾修築、幹線道路開設、基地設営等の事業（基地建設事業）
- (ロ) 森林伐採事業
- (ハ) 伐採跡地の造林および開墾事業（造林開墾事業）

② 原木生産目標

開発計画は、日本のラワン材需給の趨勢にかんがみ、10年後において生産ラワン原木の対日輸出量を年間500万石の水準に達せしめることを目標とする。
(別表1 参照)

(4) 開発機構

① 開発会社の設立

- (イ) 「イ」国政府および同国民間並びに日本側投資会社

目
外



が出資する日・イ合弁会社（「イ」国法人）を設立する。

(ロ) 開発会社の所要資金の調達は、次による。（別表2 参照）

(a) 現地通貨の形で必要な資金（通貨資金）――

「イ」国政府出資および貸付

(b) 設備機械資材の^{入手}のための必要な資金（現物資金）――

投資会社の出資および貸付

(ハ) 「イ」国側の出資および貸付は、毎年開発会社の事業計画に基づき当年度通貨資金所要額を現地通貨で給付することによって行う。

(ニ) 投資会社の出資および貸付は、毎年度開発会社の事業計画に基づき当年度現物資金所要額を無為替輸出により給付することによって行う。

(ホ) 開発会社は、次の^{業務}事業を行う。

(a) 伐採権および跡地利用権の取得

(b) 開発事業の計画

開発事業は、当該地域の経済総合開発計画との関連において計画する。

四の五

(c) 開発事業の実施

(イ) 開発会社は、次の3部門にわたる事業を行う。

(i) 森林伐採事業

開発会社は、伐採事業を日本側業者に委託して実施する。

(ii) 基地建設事業

森林伐採事業との関連において必要な限度に^{当該伐採事業の進捗状況に応じて}において基地建設事業を実施する。

(iii) 造林開墾事業

立木収入の引当てにおいて計画する。^{「イ」国側業者の造林事業を実施する。}

(d) 生産原木の販売

生産原木は、投資会社の貸付条件（②(ロ)(a)）に従い、一定量を日本側に販売する。

(e) 伐採事業に係る資金の借入

伐採事業所要資金の一部を「イ」国政府および投資会社から借入れる。

② 投資会社

(i) 日本側の民間出資による投資会社（日本国法人）を設立する。

(ロ) 投資会社は、次の業務を行う。

(a) 開発会社への出資および貸付（別表3 参照）

此記号は、この出資及び貸付は、現物無為替輸出によつて行い、その資金は日本輸出入銀行の貸付に依存する。

この貸付は、生産原木の一定量を投資会社に値引売渡して値引分を償還に充てることを条件とする。日本側の出資および貸付については輸出保険をかける。

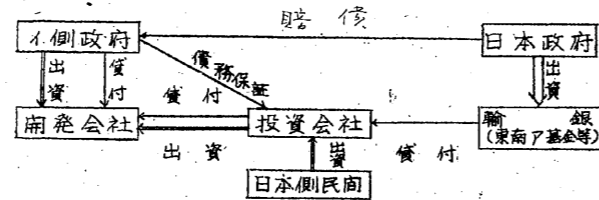
(b) 南発会社への出資または貸付のためにする輸出入銀行からの資金借入

(c) 南発会社が日本側に販売する生産原木買取権の割当

投資会社は、(a)の貸付条件に基く生産原木買取権を現地及び日本国内の事情に照し、適当な日本側業者に割当てる。

(d) その他本南発事業に関する対「イ」国との交渉

(附) 南発機構図



(5) 日本側貸付の保証

① 「イ」国政府は、南発会社に対する投資会社の貸付については債務保証を与えるものとする。

② 「イ」国政府は、投資会社の貸付に対する債務保証の担保として日本政府の賠償を充てるものとする。

27111001の生産条件の整理

(別表1) / 基地生産計画 (事業単位: 1 Unit = 1万坪/月)

事業年度	生産年度										
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	
事業地	準備期間 (調査期間)	作業開始 現地作業 機械化方式 現地作業員訓練	全面機械化	現地追加 II-III作業 II-III作業 II-III作業	II-III作業 II-III作業 II-III作業	II-III作業 II-III作業 II-III作業	II-III作業 II-III作業 II-III作業	II-III作業 II-III作業 II-III作業	II-III作業 II-III作業 II-III作業	II-III作業 II-III作業 II-III作業	II-III作業 II-III作業 II-III作業
第1事業地(I)	1	1	1	2	3	4	4	4	4	4	
第2事業地(II)				1	2	3	4	4	4	4	
第3事業地(III)					1	2	3	4	4	4	
第4事業地(IV)						1	2	3	4	4	
計			1	3	6	10	13	15	16	16	
3基地統計		3	3	9	18	30	39	45	48	48	

(注) / 基地当り4事業地 / 事業地当り事業規模4 Unit 生産規模とする。

(別表2) / 事業単位当り用発所要資金予想額

前掲事業費 (ノ事業地4 Unitとする。)	100
機械・資材費 (CIF Price)	150
現地所要資金 (輸入附加税は免除されるものとする。)	200
計	375

59.4

(別表3) / 基地区南発機資材等の資金計画 (単位百万円)

南発機補助計画	基地区南発機資材等の資金計画 (単位百万円)														
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	
I	150			150	150	150									
II				150	150	150	150								
III								150	150						
IV										150	150				
計	150	150	150	300	450	600	450	300	150	2400	2400	2400	2400	2400	2400
累計(a)	150	150	150	450	900	1500	1950	2250	2400	2400	2400	2400	2400	2400	2400
I		30		30	60	90	120	90	90	60	30				
II				30	30	60	90	120	120	90	60	30			
III						30	60	90	120	120	90	60	30		
IV								30	60	90	120	120	90	60	30
計		30	30	90	150	240	300	360	420	390	300	150	90	30	0
累計(b)		30	60	150	300	540	840	1200	1620	2010	2310	2460	2490	2400	2400
差引額(a-b)	150	120	120	300	750	1170	1320	1260	990	600	300	120	30	0	0

(注) 事業当初の所要機械・資材等は、日本からの出資および貸付によるものとし、それ以降の

所要機械・資材等は、生産原本売代金積立金により購入せしめらるものとする。

日本元 86 万 5 千 円 (16.2 + 3.12)

月産 16 万 円

45
12
96
48

Risk



RE'-0235

0070

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

昭和三十四年三月十五日

カリマンタン林業開発に対する
インドネシア側の空気
第二号

カリマンタン林業開発研究会

三浦 伊八郎
宮元 静雄
翻訳者 バハーリン・ヤヒヤ

RE'-0235

0071

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

目次

其の一	インドネシア農林大臣名によるカリマンタン森林開発研究会々長宛書簡	一頁
其の二	インドネシア東京駐在大使発インドネシア林野長官宛書簡	三
其の三	インドネシア林野庁参事官発東京駐在インドネシア大使館員バハリリン宛書簡	五
其の四	同右参事官発 三浦、宮元宛書簡	一一
其の五	同右参事官発 インドネシア大使館員バハリリン宛書簡	一二

其の一

才一六E A I XVI号

ジャカルタ、一九五九年二月二十五日

東京都港区赤坂溜池三会堂ビル一階

日本山林会々長 三浦博士方

カリマンタン森林開発研究会々長 殿

件名 森林企業に関する日本とインドネシアの提携

記

貴殿の一九五九年二月十二日附才BPPKKIO-IITKY号の手紙及一九五八年十二月の日本移動大使東畑博士のインドネシア共和国農林大臣並びに私共に対する申入に対し確認のため農林大臣に代つて私共は茲に貴殿に次のようにお知らせします。

一、インドネシア共和国農林省はカリマンタン地区に於ける林産物工業の建設を伴う森林開発方面の経済協力をを行うことに同意します。

二、林野庁は只今森林探査(調査)資料を集めています。これら資料は貴殿の調査を更に進捗させる基礎となりますようにお送りしたいと存じます。

更に詳細な調査は日本の林業専門家とインドネシア共和国林野庁の者とが協同して行うことができます。

三、才二条記載のことに関連し私共は才一条に申述べました協力をを行うに必要な森林関係の

RE'-0235

0072

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

調査をする為日本側の専門家から成る調査団を喜んでお迎えします。但し日本からの調査団派遣費用は日本側の負担としていたゞきたい。

四 私共は一言こゝで附け加えたいと存するのですが、それはカリマンタン地方政庁はいずれは本森林企業に参加すべきものでありますが、本問題の解決に秩序を保ち且迂餘曲折しないために、現段階では貴殿が地方政庁又は地方の外の事務当局等と直接連絡せず、ジャカルタの中央政府即ち農林省へ総て連絡するようお願いしたいと存じます。

以上であります。尙本問題の進展状況について貴殿の御知らせを鶴首しております。

インドネシア共和国農林大臣の名に於て

林野長官

技師

スシロ、H、ブラコン

写送附先

- 一、農林次官於ジャカルタ市
- 二、農林大臣(内閣)
- 三、林政部長於ジャカルタ市

- 一、外務省
- 二、企劃長官於ジャカルタ市
- 三、東京駐在インドネシア共和国大使館

其の二

東京一九五九年二月二十五日

番号 〇五三五

コピー 二通

件名 カリマンタン森林開発調査団に対するインドネシア側からの招待の件

一九五九年二月十二日付貴殿宛カリマンタン森林開発調査会会長三浦氏の書簡B P P K K I O Y T K Y 及び前記調査会の我方に対する必要を援助要請方の依頼に関連し、こゝに本件に関する我方の見解を伝えることゝ致します。

原則的に、本件計画は、カリマンタンにおける森林地の開拓、高級樹木の植林、しかる後に土地の提供及び移住実施の容易化等により国家経済の具体的な発展に寄与すると考えられますので、我々は本計画を歓迎し、その実施を促進するために充分な援助が必要であるものと考えます。

計画が大規模に互り、本計画に関連する資本が多額に達する点に鑑み当事者は将来、本計画の挫折を阻止し、完全に具体的な計画案を立案するため、まず必要を調査を行う調査団の派遣を希望しております。この調査団の派遣を容易にし、又日本政府から外貨の割当を受けるためには当事者は、全経費は日本側自身が負担するという諒解で、インドネシア側からの招請状を必要とします。

従つて、インドネシア政府が日本側によるカリマンタンの森林開発に同意する場合は、

貴殿がかかる趣旨の招請状を送付下さるようにと依頼した三浦氏の要請を我々は全面的に支持することができます。

インドネシア大使

Mr. R. A. Asmaoen

(署名)

宛 インドネシア共和国林野長官 閣下

写送付先

1. 外務次官
2. アジア・太平洋局長
3. 通商局長

其の三

発 R・O・ヌルハヂ インドネシア共和国林野庁参事官

一九五九、二、十七

宛 インドネシア大使官 バハーリン・ヤヒヤ

拝啓

今月十四日の電話による話合と関連し貴殿及三浦伊八郎博士、宮元静雄氏から寄せられた格別の御配慮にまず心から感謝します。

東カリマンタン等カリマンタンの森林開発問題は、小生が貴殿に、ホゴールでお話しましたように、計画案の諸原則（就中社会経済の建設、森林の永久性の堅持、子弟の教育）が実際に実現せられるならば、私見では、その目的は例えば合併事業方式では失敗することはないだろうと思えます。いゝかえると前記の諸原則こそ計画推進の鍵と考えられるもので、この点は外部への漏洩は困ることです。（スシロ氏発カリマンタン森林開発研究会宛書簡参照）（註附録一参照）

特に日本側で本件解決の方法としては資本金の少い木材会社（森林開発）は皆合併して真の会社としこれらをすべて一つの連合体即カリマンタン森林開発会に加入させることです。かくしていづれの側にもたゞ色々な損失を与えるにすぎないような競争は制約され寧ろ阻止されることにさえなるものと思われれます。その一例として真疑は当地で研究の光明か

五

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

RE'-0235

0074

する必要がありすが「インドネシアン、オウザアウア」紙に報道されたような動きがあげられます。その写しは同封します。(註附録二)その報道の眞実性がどれほどのものであるかはインドネシアではまだ調査の段階にあります。

貴殿の印象は「カリマンタン森林開発研究会」の名で小生がスシロ氏の中部ジャワからの帰着に方り同氏に本月十六日報告しました。同氏は本件に関心を示し又本計画に関連したことはたとえどんな事でも勸告、意見を求められ、ば心から援助することになるでしょう。本問題について、技術(調査)分野や政策、技術的分野等に関し、更に広範囲に亘る計画案を作り、前記の目的の実施を促進するため小生の考えでは、現在日本(東京)で考えられている連絡調整会はインドネシアジャカルタに森林技術分野であれ、政治、経済、社会一般大衆社会分野であれ、有能で知性のあるインドネシア人の補佐を受けるインドネシア語を解し、森林開発問題に経験を持つた而も誰に対しても活動することが出来、うまく前記の分野で目的を収めうるような日本人を任命すべきだと思います。

また私個人としても本開発に影響をもつ例えばバンゲランノール叔父やグステイ、ジョハン甥や両者の指示にもとづいて他の人々等と連絡をとります。(私信一部中略)右に記した件の外に私がこゝに記す必要があるのは「カリマンタン森林開発研究会(連絡調整会)」は単に森林開発面の活動だけでなくプライウツド(セレベス)、ロタン(セレベス、カリマンタン)、紙(ジャワ、スマトラ)建設分野に緊急必要とする国内建設資材等の問題にも関連のある森林業の問題についても又関心を持たなければならぬというこ

とです。

では取りあえず小生の以上の非常に穩健な考えが少しでも貴殿の参考になれば幸甚であります。

何とぞ三浦伊八郎博士や宮元静雄氏に小生からよろしくとお伝え下され度では又インドネシアで再会を期します。敬具

其の三 附録

カリマンタン森林開発研究会 殿

一九五八、一二、八 ジャカルタ 博士 スシロ・H・ブラコン

カリマンタン森林開発研究会編纂になるカリマンタン森林企業計画の要旨及び三浦博士、宮元氏及びバハリリン氏のインドネシア国訪問の際承りました説明を十分検討しました後次のような説明を致します。

技術的に又経済的に見て同研究会のカリマンタン森林企業に関する構想は現実的で而も森林企業に関する深い経験に基づかれていますだけに極めて有益なものがあると存じます。これと共に森林資源を永續するには再植林が必要であると強調されている点にわれわ

七

Extraction from: DAILY "INDONESIAN OBSERVER"
Vol. V, No. 1287.-

January 26, 1959.

F I - N E C

TO EXPLOIT TEAK
SAMARINDA, Friday.

The Administration of East Borneo province is considering an offer from a Japanese company to enter into a joint enterprise to exploit shores teak.

East Borneo Governor A.P.T. Pranoto told a session of the Provincial Legislative Assembly the Nanpo Ringyo Kaisha Ltd. seated in Tokyo had offered to invest Rp. 100 million (49% of the capital) in the company, the remaining 51% to be raised by the East Borneo Provincial Administration.

The enterprise would be set up and operate entirely detached from the Japanese War Reparation payments.

The Japanese firm according to Pranoto was also willing to provide a long term credit equal to 40% of R. 100 million to the proposed joint enterprise in case the East Borneo Administrations financial position was still too weak to raise its share in the enterprise capital.

The Governor had asked the assembly to ponder over the Japanese offer more thoroughly and deeply and finally take a decision whether or not to accept it.

(ANTARA)

其の三 附録二

これは共感を深くするものであります。
原始林の多いインドネシア国の経済開発の範囲内で同計画はインドネシア国全般特にかリ
マンタンの森林企業開発に大きい利益をもたらすことと存じます。この問題と関連して一
般的な森林企業は関係国の経済開発に大きい貢献をしますが同企業が林産物産業建設を伴
う場合には同企業自体の永続の保証をも意味すると申せます。
このため同計画が日「イ」両国の利益のため実行に移されんことをわれわれは鶴首して待
っております。

八

九

RE'-0235

0076

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

Extraction from: INDONESIA OBSERVER, Vol. V,
No. 1289 28 Januari 1959
Page 2.-

JOINT ENTERPRISE
SAMARINDA, Tuesday.

The East Kalimantan Legislative Assembly has decided to accept the offer of a Japanese firm to set up a joint enterprise to exploit shorea teak in the province.

The Nanpo Ringyo Kaisha Ltd. seated in Tokyo would contribute 49 and the East Borneo Provincial Administration 51 per center of the joint venture's capital. The Japanese share would total Rp. 100 million, while, if necessary, the Japanese firm would also be prepared to pay part of the Indonesian share as long term credit.

The projected enterprise would have 3 Indonesian and 2 Japanese directors while technical personnel would be supplied by the Japanese. The whole project would be entirely detached from the Japanese war reparation payment.

(ANTARA)

其の四

発 R・O・ヌルハヂ インドネシア共和国林野庁
一九五九年三月二日
宛 三浦博士、及宮元幹雄
受 一九五九年三月八日 九日 翻訳

拝啓

バハリン氏宛拙信の写をお送りします。その内容については三浦博士並びに宮元氏の関心をえられるようお願いいたします。

また貴信をいただきましたことについて感謝します。

私は山鹿氏を先日さがしましたが同氏はまだタラカンから帰つておられません。

さて私は私がバハリンヤヒヤ氏に話しましたインドネシアンオヴザーヴァ紙にのりましたカリマンタンの林業開発に関する合併事業の状況について御知らせします。

私がジャカルタでカリマンタンチムールの郡長チャムチャム氏に会つた時の話によりますと前記話は全く誤りであるとのこととす。

共和国農林大臣からカリマンタンチムール一級自治州長官に手紙を送つて日本及インドネシアから林業専門家から成る調査団が到着する旨を通知されました。

今回はこれで失礼します。次回に私は長いインドネシア文の手紙をお送りするつもりです。

敬白

一一

RE'-0235

0077

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

其の五

発 R・O・ヌルハヂ インドネシア共和国林野庁

ジャカルタ、ムルデカ、チムール五

一九五九年三月二日

宛 東京インドネシア大使館 パーリンヤヒヤ様
受信 三月九日 同時翻訳

拝啓

小生の二月十七日附の手續について貴殿及び各位の意図に関係ある事項即ちカリマンタ
ンチムールの森林開発関係問題について次のように御報告申します。

I、インドネシアオヴザアヴア紙の記事について

本問題は私の出来る限りの調査をしました。カリマンタンチムール政府の都長ヂヤムヂ
ヤム氏並びに本件を少し知っておりますインキリワン氏と連絡をとりました。両氏により
ますと詳しいその内容の記事は本当でないとのことです。この問題から離れますが、最近
カリマンタンチムール一級自治州はもし合弁会社をその地方に設けるなら、地方政庁は異

議はない旨を発表しました。

相手方については何も述べていません。そのような趣旨の決議書を当林野庁は受けとり
ました。

さて事件の真相は地方自治会議々長が北京を訪れた時、日本の方々と会われ、その節カ
リマンタンチムールに於ける森林開発合弁会社の問題を話しました。彼がサマリランダに帰
つた時地方自治議会で本件を呈示し、これが二月十七日附の拙信にあるオヴザアヴア紙の
記事となつたのです。

II、森林開発問題

私の意見では当該森林開発、これに関連する森林企業に於ける日本とインドネシア間の合
弁事業問題は私が二月十七日附手紙で提示しましたような諸条件が正しく守つてもらわれ
るならばインドネシア側は原則的には異議はありませんと思えます。

右に関するインドネシアの意志表示は先日農林大臣の三浦博士（インドネシア大使館経由）
宛電報中に十分明示されております。（註昭録参照）

林野長官スシロ氏經由農林大臣宛の手紙をいたゞきまして農林省からカリマンタンチム
ール一級自治長官並びに該地方の地方会議々長宛に左記のような内容の手紙を送りました。

イ、将来日本との合弁事業をやること。

ロ、日本の専門家とインドネシアの森林企劃関係者からなる調査団をカリマンタンチム
ールへ派遣すること。

DR. MIURA, DELEGATE TO INDONESIA
VIA INDONESIAN EMBASSY TOKYO.
RE; YOUR CABLE OF 21 FEBRUARY AND YOUR
LETTER OF 12TH INST. MINISTER OF AGRICULTURE OF THE REPUBLIC OF INDONESIA
AGREES IN PRINCIPLE ECONOMIC COOPERATION BETWEEN INDONESIA AND JAPAN ON
THE FIELD OF EXPLOITATION AND FORESTRY MATERIAL INDUSTRY.

SOESILO DIRECTOR OF THE FORESTRY
AND LAND USE AGENCY.
(OF INDONESIA.)

其の五附録

ハ、本件についてその地方政府の援助要請。
右書簡は農林大臣名義でスシロ氏が代理としてサインしました。
以上の点を考慮してカリマンタン森林開発研究会が直ちに行わなければならないことは次の
ようなことです。

イ、広い意味の調整、即日本政府とインドネシア政府間並びに関係地方自治政庁（カリ
マンタンチムール）間、中央並びに地方事務当局間、一般民間関係者間
ロ、施業計画の策定（才一段階二年間、二―五年間の期間、その後）
ハ、組織と人事問題（技術、経営）

右事項に於て次の点も皆様が注意されるよう希望します。

十七日附の手紙で私が述べました諸提案とガイドッドデモクラジイ及び四五年憲法への
復帰に関するスカルノ大統領の提案に関連し一九五九年七月に辞職すると思われる現内
閣の地位であります。

Ⅲ、結び

この森林開発及森林企業問題に対し私自身大変関心をもっておりそのため私には出来る
だけの努力をしたいと思っております。

一部私信中略

私はカリマンタン森林開発研究会の目的が計画通り早急に実現出来ますよう神に祈つて
やみません。

一四

一五

RE'-0235

0079

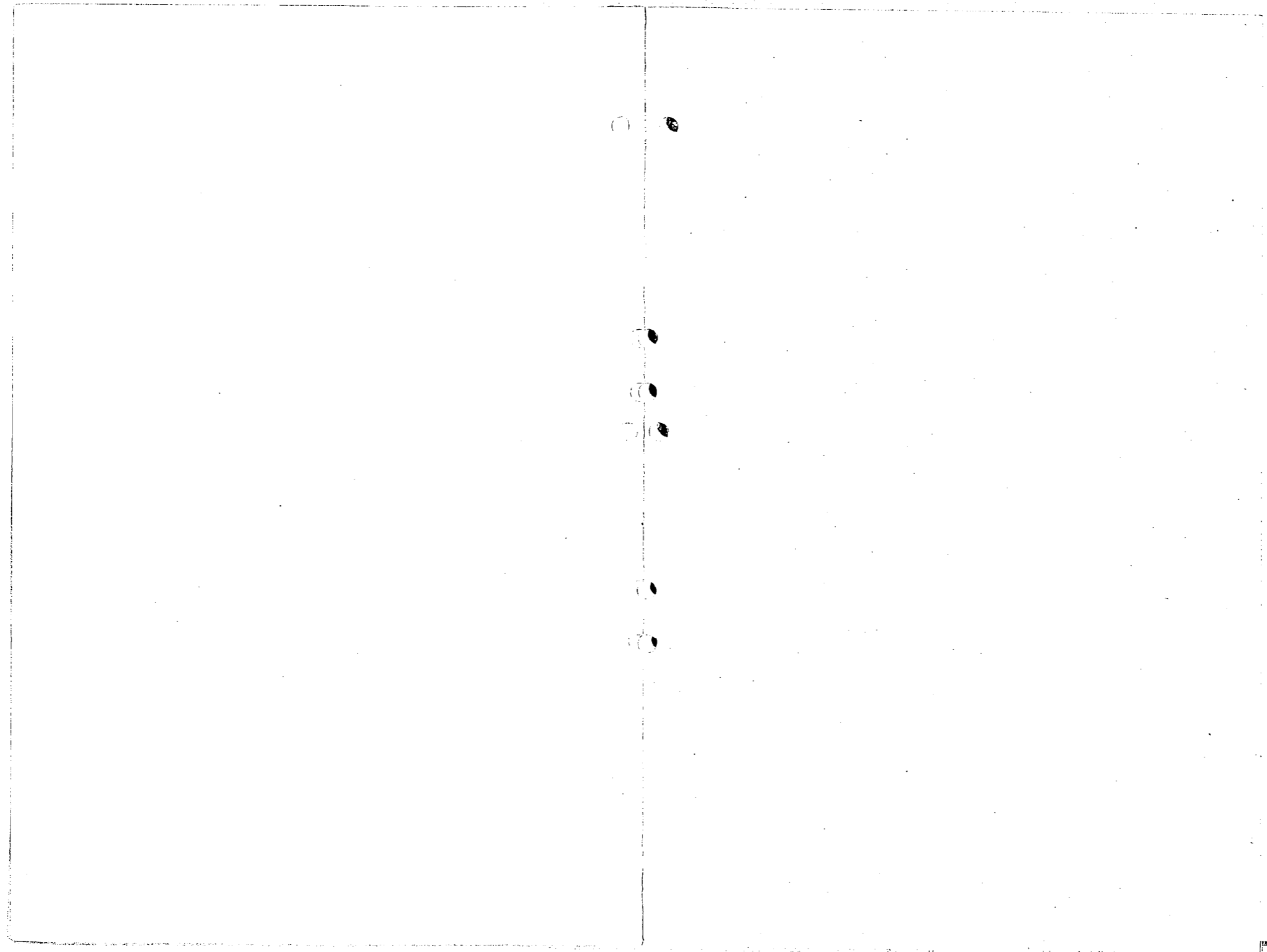
外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan



RE'-0235



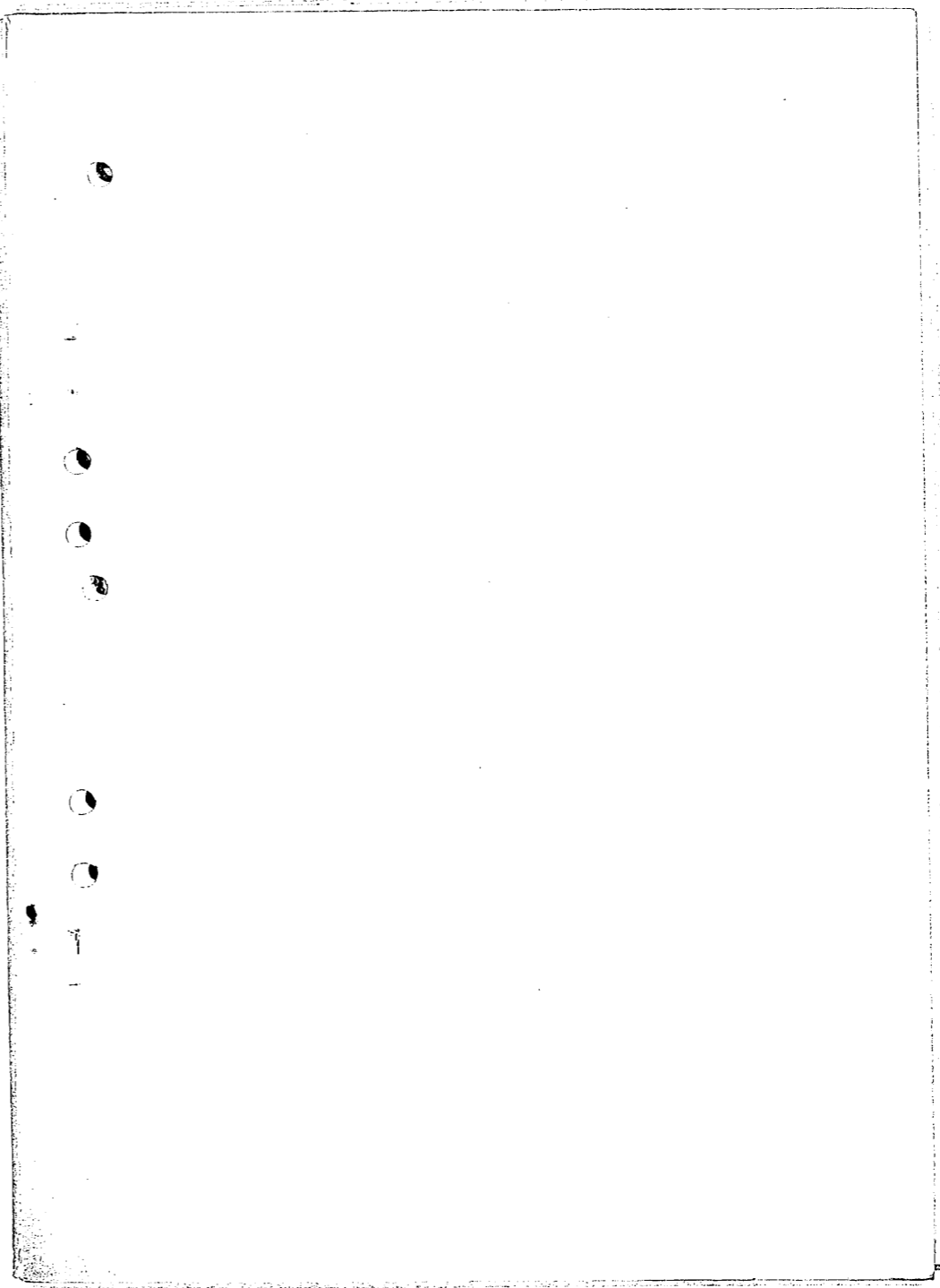
外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan



RE'-0235

0001

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

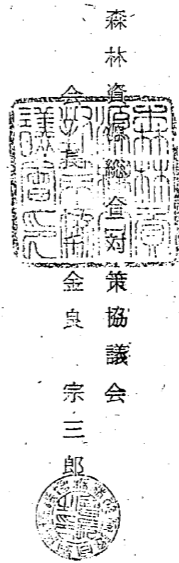
Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

三四林総協第七号

昭和三十四年四月六日

外務省経済局
経済協力部長 殿



南方林業開発懇談会の開催について

拝啓 時下益々御清栄の段賀し奉ります。
さて、東南アジア諸地域に対する経済・技術協力の問題は、わが国のヒンターランド育成という見地からきわめて重要な問題であります。林業関係においても、わが国の木材需給の現状ならびに将来から、これら諸地域の林業開発は特に重要な課題であります。

かねて本会におきましては南方林業開発委員会を設置して、この問題の調査・研究ならびに諸対策に努力してまいりましたが、最近における南方材の需要見通し上の憂慮すべき状態、ならびにわが国の経済協力政策に沿う同地域林業開発の気運がたかまり、各方面で現地調査の実施をいし計画がもくろまれるようになりましたので、この際南方林業開発問題につき種々御懇談願いたく、御案内申し上げます。

敬具

一日 時 四月八日(水) 午前十一時より約二時間

一、場 所 林総協会議室 都電丸ノ内一丁目停留所前
(千代田区大手町二の四 新大手町ビル五階・五二二号室)

なお、御参考までに御出席依頼の方々はつぎの諸氏であります。

一 御案内先（順不同・敬称略）

吉岡 茂 外務省経済局経済協力部長
 二子石 武 農林省大臣官房総務課長
 沢田 成 農林省農林経済局経済課長
 大慈 彌 久 林野庁林政部林産課長
 安達 次 郎 通商産業省通商局輸入第一課長
 安達 次 郎 通商産業省通商局経済協力第一課長
 古河 潤 通商産業省通商局経済協力第二課長
 市川 政 夫 通商産業省繊維局紙業課長
 市川 政 夫 日本南洋材協議会会長
 岡野 宏 日本木材輸入協会南洋材部長
 栗林 徳 一 紙パルプ連合会外材輸入委員会委員長
 幸田 末 三 南方林業株式会社社長
 古藤 利 久 三 南洋材問屋協会会長
 笹野 幸 二 経済団体連合会調査部長
 波野 正 一 関東南洋材輸出板材工業会会長
 高井 伸 吉 アジア経済研究所総務部長
 続木 馨 東京南洋材製材協会会長
 並南産業株式会社社長

土岐 正 直 ギンダール貿易株式会社社長
 友永 重 雄 日産農林工業株式会社社長
 松浦 周 太郎 全国木材組合連合会会長
 松浦 周 太郎 日本合板工業会会長
 三浦 伊 八郎 大日本山林会会長

林 協

小林 準 一郎 理事
 田中 紀 夫 常務理事
 松永 幹 夫 常務理事

RE'-0235



南方林業開発懇談会御案内先芳名

吉岡 茂
 二子石 武
 沢田 成
 大慈彌 久
 安達 嘉
 安達 郎
 古河 潤
 市川 政夫
 市川 政夫
 岡野 宏
 郡司 政
 栗林 末章
 幸田 利久
 古藤 三
 笹野 幸
 白井 四方

外務省経済局経済協力部長
 農林省大臣官房総務課長
 農林省農林経済局経済課長
 林野庁林政部林産課長
 通商産業省通商局輸入第一課長
 通商産業省通商局経済協力第一課長
 通商産業省通商局経済協力第二課長
 通商産業省繊維局紙業課長
 日本南洋材協議会会長
 日本木材輸入協会南洋材部長
 紙パルプ連合会外材輸入委員会委員長
 三井物産株式会社木材部長
 南方林業株式会社社長
 南洋材問屋協会会長
 経済団体連合会調査部長
 関東南洋材輸出時板工業会会長
 十条製紙株式会社取締役山林部長

高橋 晋一
 高井 伸吉
 高木 正馨
 土岐 直雄
 友永 重雄
 松浦 周太郎
 松浦 周太郎
 三浦 伊八郎
 水野 金一郎

アジア経済研究所総務部長
 東北パルプ株式会社常務取締役林務部長
 東京南洋材製材協会会長
 亞南産業株式会社社長
 キングI貿易株式会社社長
 日産農林工業株式会社社長
 全国木材組合連合会会長
 日本合板工業会会長
 大日本山林会会長
 紙パルプ連合会副理事長

林協

小林 準一郎
 中林 紀夫
 松田 永幹

理事長
 常務理事
 常務理事

(順不同・敬称略)

林業 (59) 1.5.11

了東長
経ア長

経済協力課長

経済協力部長

経済協力課長

田中・大田

ホルネー森林局長に宛する件

四月二十四日 坂崎村上より 坂崎大田部が豊林

を往訪し同席

自豊林経済局に在る経済関係及び林野ニ関する

調査報告を有件として協議したところ次記あり

一、まずより、大田村山林会合長三浦伸一郎氏は

五月六月初旬 国表として来日予定、スバル大学に於

て対し平井リテイリッポを直々申入るることとして

外務省

経協課

日中の林業全般の見通しとカリマシタシ開
を極討の上、結論を出しその後におい、政
界・財界・関係各所に当ることをい、民間側も
推進母体設立に努めようとい日述へた。

外務省

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

RE'-0235

0086

うより進言するの事にならぬ日おぼた。

四、曲言採省ニ子る（銀借）課長よりカリコミンタン南共の

ためには日側側の推進母体をつくることイ

ンドネシア側の国家意識を傷つけぬことは

必要なるも合弁会社設立の際は、（結）お互に

日側側にもよるべきことを述べ、外務省に上す

外務省

東南アジア諸国連合基金
イ賠償
東南アジア諸国連合基金
東南アジア諸国連合基金

銀・D.L.F. 国連特別基金・ICA 等に比較

明い案件については日側側の推進母体はもとよ

り、曲言採省においし検討の上、結論を出し、か

く、外務省は考慮したいと述べた。

五、お露の日本の意向は強く、結局、林野庁におい

外務省



出には、フリン側への制限の政治的動向が強
 くなつてあり、日本としては早急のフリン以外
 の南洋材輸入の道を開くべしと思ふやう。
 従つて日本政府側においそ件検討の上善
 処ありとせし。

三、次に、今村均之大將および三浦大日山林

外務省

会会長よりインドネシアの森林林業
 界にあり、別添資料（カリマンタン林業東南
 及び北東のインドネシア側の空想ニ冊）
 を配布した。三浦氏よりは六月スカムノ大
 統領の訪日の際、イ政府よりカリマンタンの
 南洋調査団派遣依頼を日本政府に討て行

外務省

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

RE'-0235

0088

二、此等懇談会の出席者は、別添リストの通り
 であつたが、十林理子長・市川日吉南洋材
 協会会長・太田日吉合枝工業会
 長・足野(製材関係)岡野紘太郎(連
 合会外材輸入委員会委員長より、これ
 以外、南洋材業関係の閣下要旨次の通り

外務省

の交渉がなされた。

一、三三三三年度の木材輸入は、一、二〇〇万石の
 あるが、三四年度は、一、五〇〇万石の要がある。
 現在、輸入材の中、四〇％は、フィリピンより
 十六％は、英領ボルネオから来るところ、
 フィリピンの生産能力には、限度あり、又、対日輸

外務省

経済協力審議官

経済協力課長

南方林業南洋総談会に關する件

昭和三四・四・九

技術協力課

村上

経済協力課長

天田 昭子

南東アジア課長

アジア課長

形産部調整課長

菅田大使

一、本件總談会より経済協力部長に業内状

を送付したの(四月二日)に技協村上より力加代理と

して

外務省

経協部 34.4.-9

回覧番号 (1)

RE'-0235

0090

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

インドネシア林業開発について

— 特にカリマンタン地区 —

附 属 資 料

昭和34年5月

林野庁 林産課

RE'-0235

0091

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

目 次

資料 1. 木材需給と外材輸入量 1

2. 外材輸入の推移 2

3. ラワン材国別輸入の推移 3

4. ラワン材消費の状況 4

5. 木材輸出の推移 5

6. 比島の森林資源と合板工業 6

7. 比島における丸太生産量と輸出量 7

8. 比島丸太輸出制限法案の要旨 8

9. インドネシアの森林面積と木材生産量 10

10. 東カリマンタンにおける主要林区の概況 11

11. 東方林業(株)とインドネシア政府の交渉 15

12. 亜南産業とインドネシア政府の交渉 17

13. 三浦氏のインドネシア林業開発に関する
調査報告書 19

RE'-0235

0092

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

RE'-0235

0093

資料1. 年度別木材需給量

(単位、1000石)

年度	採		産		需		翌年度へ
	前年度より	増減	計	輸入	計	内 需	
24	20,884	-	65,668	(10,872) 2,441	103,266	70,127	78,861
25	22,501	-	91,668	317	144,466	95,908	96,222
26	18,244	-	124,306	1,754	144,304	114,507	116,087
27	28,217	(183)	(1000)	2,227	151,743	124,562	128,323
28	25,420	(163)	(1000)	5,862	168,261	138,247	140,988
29	28,173	(188)	(1000)	4,487	165,925	134,476	138,058
30	27,767	(201)	(1000)	7,387	172,767	139,628	144,985
31	27,782	(237)	(1000)	9,310	185,714	152,893	159,475
32	26,239	(352)	(1000)	10,467	192,527	155,660	161,514
33 (推定)	25,000	(232)	(1000)	14,768	194,370	153,100	159,370

(註) 1. 昭和9年度の補正()の数字は旧国産木材からの移入または移出量である。
 2. 昭和27年度以降の補正()数字は留、取消年度生産量を示す。

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

資料2

外材輸入の推移

年	ラワン材		米		暹		その他		計	
	数量	比率	数量	比率	数量	比率	数量	比率	数量	比率
	千石	%	千石	%	千石	%	千石	%	千石	%
29	1,713	23	4,454	61	136	2	1,047	14	7,350	100
30	6,655	90	601	8	59	1	72	1	7,387	100
31	8,327	89	606	7	255	3	122	1	9,310	100
32	8,846	85	1,012	10	421	4	128	1	10,407	100
33	11,892	80	1,108	7	1,620	11	345	2	14,965	100

(大蔵省通関統計)

戦前にはラワン材は総輸入量の20%程度にすぎなかったが、戦中は80~90%と
輸入量の大部分をしめしている。

11 年

資料3

ラワン材国別輸入の推移

年	比 島		英領北ボルネオ		インドネシア		その他		計	
	数量	比率	数量	比率	数量	比率	数量	比率	数量	比率
	千石	%	千石	%	千石	%	千石	%	千石	%
29年	4,687	89	526	10	36	1	2	-	5,521	100
30	5,980	90	608	9	54	1	13	-	6,655	100
31	7,420	89	846	10	58	1	3	-	8,327	100
32	7,534	85	1,277	15	34	-	1	-	8,846	100
33	9,929	83	1,937	16	16	1	10	-	11,892	100

(大蔵省通関統計)

比島よりの輸入量が80~90%に及んでおり、英領北ボルネオは年々漸増してはいるが、精々15~16%にすぎない。また、インドネシアは未開発林が多いため輸入量は1%程度に止まっている。

ラワン材消費の状況 (昭和33年)
(プレトン名数、千石)

	東 京					計
	消 水	名古屋	大 阪	その他		
合板	1,587	778	2,838	723	718	6,644
輸出材	374	10	176	199	-	759
家具	197	37	112	267	-	613
建具	640	70	31	229	-	970
建築	492	7	206	502	-	1,207
車輛	93	7	47	146	-	293
造船	27	7	7	0	-	41
その他	191	-	43	23	-	257
地方送	461	3	124	244	-	832
計	4,059	922	3,586	2,333	718	11,617
同比率	(35%)	(8%)	(31%)	(20%)	(6%)	(100%)

(日本南洋材協議会調)

東京をはじめとする港湾都市の消費が大部分をしめており、また用途別にも合板用が60%近くをしめ、合板工業および港湾都市製材が如何にラワン材に依存しているかがわかる。

資料 5 木材輸出の推移

品 目	単 位	31年		32年		33年	
		数量	金額	数量	金額	数量	金額
ラワン合板	千 ² 呎	55,405	10,315	70,899	13,258	74,912	13,615
ラワン材	千石	424	3,020	299	2,095	376	2,475
ラワン単板	千 ² 呎	3,660	23	5,523	36	20,167	1,187
小 計			13,363		15,389		17,257
国産合板	千 ² 呎	41,504	5,075	173,851	4,558	177,237	6,373
国産材	千石	582	4,126	509	3,613	462	3,566
国産単板	千 ² 呎	3,465	49	1,379	23	5,110	58
床 板	千石	16	127	22	195	2,392	142
ベニヤ板	千 ² 呎	1,404	394	1,494	544	1,903	631
その他			3,160		2,535		3,431
合 計			26,274		28,956		31,458

(大蔵省通関統計)

ラワン材を原料とする木材製品の輸出額は全体の5.5%に及んでおり、外貨獲得に重要な立場をしめていることがわかる。

資料6 比島の森林資源と合板工業

比島の森林資源は次の通り

森林面積	15,318千ha (わが国森林面積の約70%)
蓄積	
針葉樹	8億5千m ³
広葉樹	942
計	950 (わが国蓄積の約1/2)

また1955年の伐採量は438万m³となっており、利用可能な立木を対象とした標準伐採量144万m³の2.7倍の選伐となっており、出材能力の限度に近づきつつある。このため出材地点も奥地に移行しており、生産費の高騰、品位の低下があらわれ始めている。

合板工業の推移

	1957年			1959年		
	工場数	能力	原木消費量	工場数	能力	原木消費量
合板工場	12	135億m ³	84億BM	16	14億m ³	254億BM
単板工場	2			6		

資料7 比島丸太生産量と輸出量

(千石)

	生産量	内 丸太輸出量			
		計		内 日本向	
1952年	10,372	2,492	24.0%	1,723	69.1%
53	11,946	4,757	39.8%	4,418	92.9%
54	12,802	4,779	37.3%	4,158	87.0%
55	15,198	5,525	36.4%	4,933	89.3%
56	16,364	6,852	41.9%	6,132	89.5%
57	14,627	6,944	47.2%	5,974	86.0%

(比島山林局調)

丸太輸出量は生産量の50%に近く、また、その内、対日輸出量は80~90%に及んでおり、日本向丸太輸出のウエイトが如何に高いかを物語っている。

資料 8

比島丸太輸出制限法案の要旨

(Cea. Mabanag 両氏より上院提出のもの)

1. 比島における合板工業や他の木材業を保護するため外国への丸太の輸出は当初5年間は、1955~57年の期間内に生産者ならびに輸出業者が輸出した平均総年間輸出量の10%づつ毎年減らしてゆく。

2. この法案の目的とする丸太は次のものをいう。

(a) "Philippine Red Mahogany,"

Tangile (Shorea ployisperma).

Red Lauan (Shorea negrosensis).

Tiaong (Shorea tsysmanniana) を含む。

(b) "Light Red Philippine Mahogany,"

almon (Shorea eximia).

Bagtikan (Parashorea malaanonan).

mayapis (Shorea palosapis).

White Lauan (Pentacme Contria) を含む。

3. 法律に違反した者は、6ヵ月から2年の懲役か、1,000ペソから1万ペソの罰金を課せられる。

また違反者が森林伐採権を得た者であれば、その権利の取消と同時にすべての施設を取上げられ、また、永久に伐採権は与えられない。

上記のほか、上院に対しては経済企画院立案の輸出制限法案が、また、下院に対しては輸出禁止法案が提出されている。経済企画院立案の制限法案の要旨は次の通りである。

(1) 丸太輸出量を生産量の30%までに止める。

(2) 輸出先は比島より労働力の高い国を対象とする。

資料 9

インドネシアの森林面積と木材生産量

	土地面積 (平方キロ)	山林面積(平方キロ)		木材生産量(原木換算千立方メートル)				
		面積	比率	1952	1953	1954	1955	1956
ジャワ	132,174	30,572	23	1,898	1,991	1,735	2,089	1,901
スマタラ	473,606	272,468	58	1,342	1,556	1,376	1,468	1,504
加里マンタン	537,460	416,600	77	560	377	478	368	327
東部 インドネシア 諸島	759,105	498,600	66	56	57	86	119	171
計	1,904,345	1,238,172	65	3,856	3,981	3,679	4,044	3,903

(インドネシア 林野局調)

資源的には東部インドネシア諸島が最も有望であるが、大規模な開発の対象とはならず、スマタラは政情がさわめて不安定であるため、カリマンタンが最も有望となる。また、同地域は木材生産量も少なく、未開発林の多いことを示している。

資料 10

東カリマンタンにおける主要林区の概況

1. タラカン林区

当林区はブルンガン林区とブラウ林区に分れているが、ブルンガン林区最北方のシメンガリス河、河口のヌヌカン島と本河の上流地域に優良林区を有し、現在山林局で伐採中である。樹種は何れもラワンを主とし、アピトン等の混成林である。

セブク河上流林区は、タラカン林区における最優秀林区で将来この地区は大規模な機械化林業の対象となり得る。

センパカン林区、マリナウ林区は、何れもセンパカン河の上流及びササマツア河上流のマリナウ地区である。

セカタ河に沿うセカタ林区の一部は南方林業(株)がイタリヤと提携して小規模ながら伐採を実施している。また、ブラウ林区は前記の林区に比べ優良林区に乏しい。

2. サンクリラン林区

戦前、南洋林業(株)が企業化した。交通の不便と、基地が遠いため直ちに着手し難い。

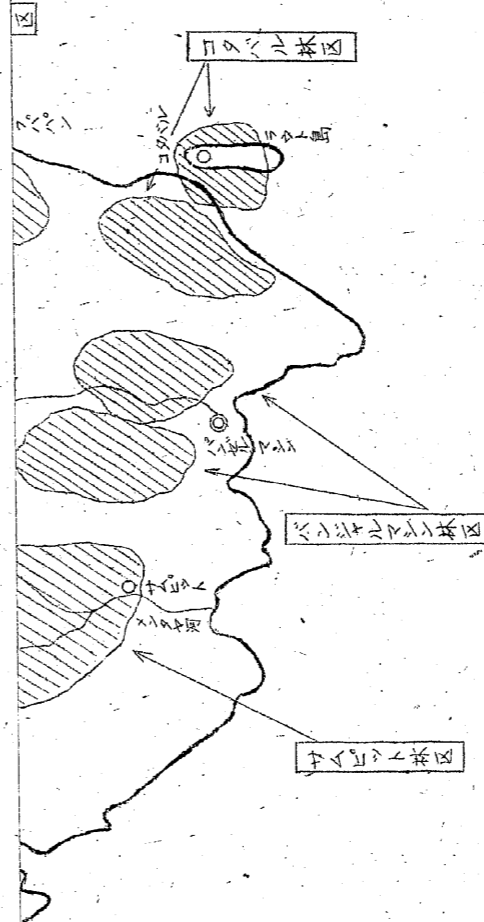
3. バリックパパン林区

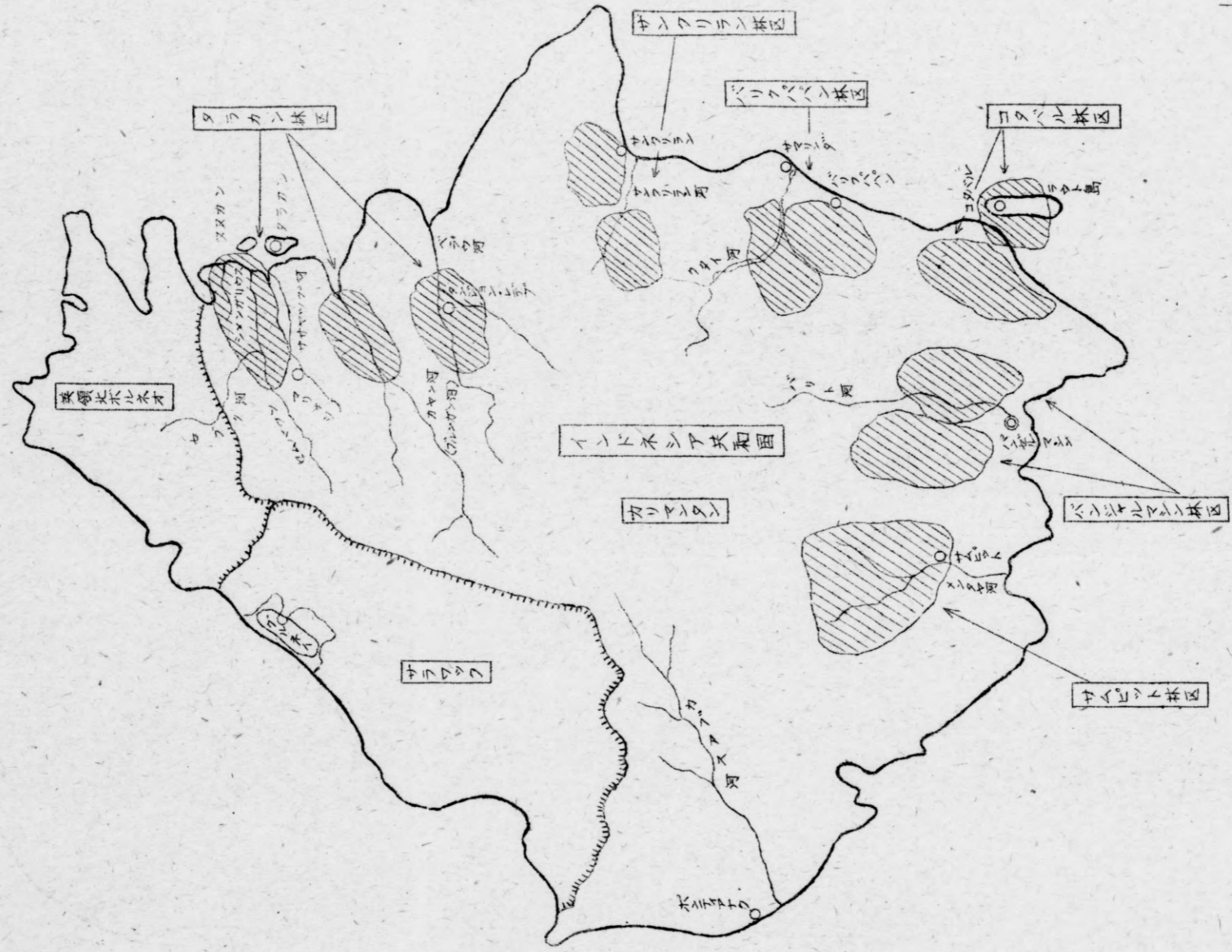
港湾、交通、基地、等最適の条件であるが、大規模な林

区を設定する余地は乏しい。

4. コタバル林区

この林区は、それ程大きくない模様である。





RE'-0235



外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

資料 11 南方林業(株)のインドネシア政府との
交渉

1 イ国側の基本的見解

(1) 開発は基本的には経済協力で行いたい。純賠償の線も更にプッシュする。

また事業の種類は合板、繊維板、パルプ、製紙を中心とし、あわせて原木輸出もおこなうとの見解であったが、南方林業(株)側は原木輸出を主体として、二次加工業はその後逐次実施することを主張し了承を得た。

(2) インドネシア側受入母体としては、(a) 中央政府、民間人による半官半民の会社設立、(b) 現地政府、民間人による会社設立、の二つが考えられるが、(a) が可能性ありと思われる。

2 インドネシア側の提携条件

(1) ある期間経営を日本側に委託する。

(2) 機械資材は延払いにより日本側が提供の事。

(3) 現地所要資金はインドネシア側で調達する。

(4) 日本よりインドネシア側に与えるクレジットはインドネシア側受入母体、でなく両国政府が相手方となる。

(5) 保証問題は両国政府の取決めによる。

(6) 返済は外貨送金でも輸出貨物の値引でも可。

3 日本側に対する希望

提携の具体的方法の提示を求めており、その上で共同調査を行うことに同意する。

4 その他

食料その他生活物資の供給や、生産木材の内国間移輸出送には特別の考慮が与えられる。

また、労務者生活物資のうち、衣料雑貨等は労務者の定着、勤労意欲の向揚のため必需であるが、これに対しては日本からの無為替輸入(バーター方式)も好意的に考える。

資料ノ2 亜南産業のインドネシア政府との
交渉要旨

カリマンタン開発に関する亜南産業の交渉に対しインドネシア政府のとした見解は次の通りである。

1. 中央政府

- (1) 三浦氏を日本政府の代弁者と考えている。
- (2) 三浦博士の構想は全面的に支持し、同氏宛イ国側の計画書を送った。
- (3) 東カリマンタンの空気は、日本人業者との提携に期待をもっている。
- (4) 開発に当っては政府が代表して対日交渉又は会社設立に当り、民間業者はその傘下に包含する。
即ち政府対政府の話し合いを基本線とする林業開発を考えている。
- (5) 開発予定地区としてはインドネシア側はタラカン地区をはじめとするノノカ所を考えている。

2. 地方政府

- (1) 東カリマンタン総合開発の一環としての林業開発を行いたい。
- (2) 現在東カリマンタン州は自治領(autonmi)であり、

州議会がすべての権限をもっており、その長官たる

Moelis氏が実権を握っている。

- (3) 開発のためには日・イ合併会社の設立が考えられるが
(資本の割合は 51 : 49)、当初インドネシア側には
資本金がないから 40% は日本よりの借款に仰ぎたい。
この 40% の借款は木材又は農産物、鉱物等で支払いた
い。

合併会社のインドネシア側は地方政府、日本側は民間
業者を相手として話し合いを進めたい。

- (4) 林業開発に中央の息のかかる事は総合開発を目的とす
る地方の目的に対し、ヒモがついてくるのみならず、今
後何等かの束縛をうけるので歓迎しない。

資料 13. インドネシア林業開発に関する調査報告

三浦 伊八郎

宮本 静雄

昭和 33 年 11 月 ~ 12 月、三浦、宮本の両名が東京駐在
インドネシア大使館事務官、バハーリンヒヤヤ氏の案内でジャ
ワに出張調査した結果の概要を次の通り報告します。

現地において会見した関係機関

(1) 政界

イ. スカルノ大統領

ロ. ハッタ氏

ハ. 国会議長

ニ. 国民党総裁(代理として同党経済部長、国会農林委員)

ホ. カリマンタン出身国会議員

ヘ. 独立功績者ストモ氏外ノ名

(2) 官界

イ. 外務省

国際局長; アジア太平洋局長; 賠償部長; 前東京駐在総

領事及び領事(3名)

ロ. 農林省

農林大臣; 林野庁長官; 林野庁林政部長; 林野庁参事官;



林業試験場長及び部長；タラカン官林局長

ハ その他

公共事業大臣；國務大臣（近く綜合企画大臣になる）；
企画庁長官及び次長；カリマンタン・チモール州知事；
地質調査所次長；首相秘書官；大統領侍従武官長

(3) 民間

イ 工業会議所会頭；工業会議所事務局長
ロ 商業会議所員
ハ 木材会社代表

(4) 日本人

イ 大使館
黄田大使；東畑移動大使；高木公使；農林関係書記官
ロ 会社の代表
兼松KK；丸紅；飯田；住友商事；木下商店；豊田通商；
南方林業；シンドー（SINDO IMP-EXPORTER）；ムスチ
ーカラット産業；石原産業（地質・鉱物）
ハ 日本の地質調査所長；東大地質学教授；他に地質関係
者ノ名

綜 合 所、見

(1) カリマンタン（南ボルネオ）の治安はスマトラ地区と異

り平穏であり、木材資源開発については軍の全面的協力を
得られる見込である。

森林資源は豊富であるが、林相樹種混交状態が区々であ
るから大規模の調査を必要とする。

(2) スマトラ・セレベス等の地区は現在治安その他の事情か
ら後年の開発にまつべきである。

(3) カリマンタン地区の中で特に北東地区が適当と考えられ
る。

(4) 戦後から現在までに2〜3の伐採業者が事業を行ったが
何れも規模が小さく、且つ2〜3年で資本償却を期待する
ため、また資本金の送金困難なため施業が困難に陥り買材
業に転向しており、インドネシア政府の直営材を購入して
いるが直営事業も小規模で成功していないらしい。

(5) 以上のことから大規模且つ長期に亘る計画開発を必要と
する。

(6) インドネシア国側は官民共に大規模長期の計画的開発を
希望しており、ことに濫伐を避けて伐採跡の適地に造林を
希望している。

(7) (6)の条件で日本と協同して開発することを望んでおり、
かつインドネシア人は親日的である。



- (8) インドネシア国の財政は現在歳出の約33%に当る28億ルピアの赤字財政であり、1960年からは第2次5ヶ年計画の実行期に突入する予定で本年はその計画を作成しているが、第1次5ヶ年計画に較べ、その規模が拡大するの
で年々の財政的赤字は約80億ルピア位になる見込である。
- (9) 地下資源として石油はその優良区域を第3国に与えているので地下資源としてはカリマンタンの鉄鉱石が有望視されており、森林資源と共に最も政府が望みをかけているものであるが自力で開発する技術及び資金を有しない。
- (10) インドネシア国としては財政的危機を切り抜けるためには、資本と技術を導入してくれる国であればその相手国を選ばないほどの覚悟をもつ如く考えられる。従ってこの際早急に日本が協力しないとすれば、西歐圏のみならずソ連圏からの協力をも辞さない状況にあり、かつソ連はそれを歓迎している如くである。

結 語

タイ、カンボジア、ヴェトナム等大陸方面の林木はラワン類(フィリッピン名)に乏しく、唐木を除く普通材としては主としてアピトン類であるから日本としてはフィリッピン材の激減傾向に対処するため、早急にインドネシア国及び英領

ホルネオ材の導入を計らねば日本の合板工業は潰滅的打撃を蒙り、ひいては外貨の獲得にも重大な支障を来たすこととなる。英領ホルネオではフィリッピン材の5ヶ年後に見込まれる減少額400万石の半分も供給し得る見通しは得られないから、カリマンタン地区より約250万石の伐出を計画することが適当である。

このために至急大規模の調査を行い計画立案の必要があり、インドネシア国は欣然としてこれに協力便宜を与える用意を有する如くである。

調査の資金は民間に求めることも考えられるが、急を要することと、外貨の割当なども必要とすることから、コロンボプランによるとか、その他適当な方策で資金を獲得し得るよう政府が充分な決意をもって対応せられることを要望する。



(附) 農林大臣名においてスシロ林野庁長官より

三浦氏あて文書の要旨

1 インドネシア共和国農林省はカリマンタン地区における
林産物工業の建設を伴う森林開発方面の経済協力をを行うこ
とに同意します。

2 林野庁は唯今森林探査(調査)資料を集めています。こ
れら資料は貴殿の調査を更に進捗させる基礎となりますよ
うお送りしたいと存じます。

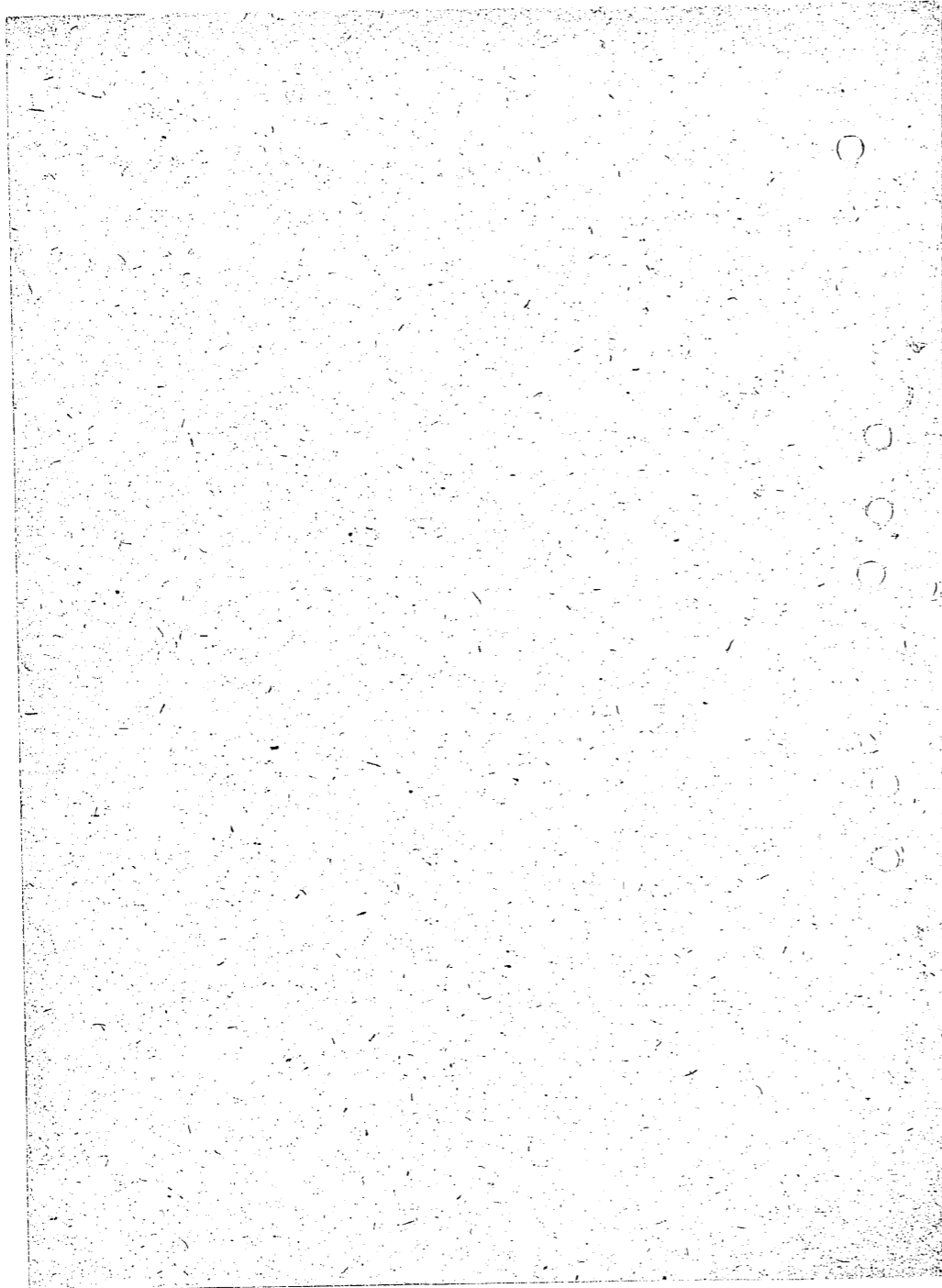
更に詳細な調査は日本の林業専門家とインドネシア共和
国林野庁の者とが協同して行うことができます。

3 才又条記載のことに関連し私共は才又条に申述べました
協力をを行うに必要な森林関係の調査をするため日本側の専
門家から成る調査団を喜んでお迎えします。

但し、日本からの調査団派遣費用は日本側の負担として
いただきます。

4 私共は一言ここで付け加えたいと存ずるのですが、それ
はカリマンタン地方政府はいずれは本森林企業に参加さす
べきものでありますが、本問題の解決に秩序を保ち、かつ
迂余曲折しないために、現段階では貴殿が地方政府又は地

方の外の事務当局等と直接連絡せず、ジャカルタの中央政
府、即ち農林省へ総て連絡するよう、お願いしたいと存じ
ます。



RE'-0235

0107

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan